

第四十回国会
衆議院

大蔵委員會議録 第十五号

昭和三十七年二月二十七日(火曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 小川 平二君

理事 鴨田 宗一君 理事 黒金 泰美君

理事 毛利 松平君 理事 山中 貞則君

理事 有馬 輝武君 理事 平岡 忠次郎君

理事 堀 昌雄君

足立 篤郎君 伊藤 五郎君

宇都宮 徳馬君 岡田 修一君

金子 一平君 永田 亮一君

濱田 幸雄君 藤井 勝志君

坊 秀男君 吉田 重延君

岡 良一君 佐藤 觀次郎君

芳賀 貢君 広瀬 秀吉君

藤原 豊次郎君 武藤 山治君

横山 利秋君 春日 一幸君

出席政府委員

大蔵政務次官 天野 公義君

大蔵事務官 村山 達雄君

(主税局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 松井 直行君

調査官

大蔵事務官 星川 辰治君

大蔵事務官 星川 辰治君

農林事務官 丹羽 雅次郎君

(農地局管理部長)

自治事務官 大村 襄治君

(大臣官房参事官)

専門員 坂井 光三君

二月二十六日

委員芳賀貢君辭任につき、その補欠として高田富之君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高田富之君辭任につき、その補欠として芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高田富之君辭任につき、その補欠として芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高田富之君辭任につき、その補欠として芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高田富之君辭任につき、その補欠として芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高田富之君辭任につき、その補欠として芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高田富之君辭任につき、その補欠として芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高田富之君辭任につき、その補欠として芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高田富之君辭任につき、その補欠として芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高田富之君辭任につき、その補欠として芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高田富之君辭任につき、その補欠として芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高田富之君辭任につき、その補欠として芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高田富之君辭任につき、その補欠として芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高田富之君辭任につき、その補欠として芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高田富之君辭任につき、その補欠として芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高田富之君辭任につき、その補欠として芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

つ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 内国法人又は外国法人 それぞれ所得税法第一条第五項に規定する法人又は同条第六項に規定する法人をいい、それぞれ代表者又は管理人の定めのある法人でない社団又は財団で、同法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は主たる事務所を有するものを含む。

第三号第一項中「所得税法の施行地に」の下に「同法第一条第三項第一号に規定する」を加え、「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改め、同条第二項から第四項まで中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改め、同条第五項中「所得税法の施行地に」の下に「同法第一条第三項第一号に規定する」を加え、「これらに該当する旨」を「これらに該当し、かつ、その支払を受ける利子所得が第一項又は第二項の規定の適用を受ける利子所得に該当するものである旨」に改め、「これを」の下に「当該」を加え、同条に次の一項を加える。

7 第一項から第三項までの規定は、所得税法第一条第三項第一号に規定する事業を有する非居住者又は同法第十八条第四項に規定する法人の同法第一条第八項第二号若しくは第三号又は法人税法第一

条第四項第二号若しくは第三号に掲げる事業に關せられない利子所得その他の政令で定めるこれに準ずる利子所得については、適用しない。

第六号第一項中「所得税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人」を「外国法人」に、「同法第四十一条第一項及び第二項の規定は、適用しない。」を「所得税を課さない。」に改める。

第七号を次のように改める。

(国等の特殊の外貨借入金金の利子の非課税)

第七号 国又は日本銀行が、非居住者又は外国法人から借り入れる外国通貨による借入金で、その借入れが国の外貨資金の状況に照らし緊急の必要性があるものとして政令で指定するものにつき、当該非居住者又は外国法人に対して支払う利子については、所得税を課さない。ただし、当該非居住者又は外国法人が所得税法の施行地に同法第一条第三項第一号又は法人税法第一条第三項第一号に規定する事業を有する場合には、当該利子で当該事業に關せられるものについては、この限りでない。

第七号の次に次の一条を加える。

(特殊の外貨借入金金の利子の税率の軽減)

第七号の二 昭和三十七年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで

第一類第五号 大蔵委員會議録第十五号 昭和三十七年二月二十七日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十五号 昭和三十七年二月二十七日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十五号 昭和三十七年二月二十七日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十五号 昭和三十七年二月二十七日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十五号 昭和三十七年二月二十七日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十五号 昭和三十七年二月二十七日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十五号 昭和三十七年二月二十七日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十五号 昭和三十七年二月二十七日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十五号 昭和三十七年二月二十七日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十五号 昭和三十七年二月二十七日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十五号 昭和三十七年二月二十七日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十五号 昭和三十七年二月二十七日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十五号 昭和三十七年二月二十七日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十五号 昭和三十七年二月二十七日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十五号 昭和三十七年二月二十七日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十五号 昭和三十七年二月二十七日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十五号 昭和三十七年二月二十七日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十五号 昭和三十七年二月二十七日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十五号 昭和三十七年二月二十七日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十五号 昭和三十七年二月二十七日

の間に支払う次の各号に掲げる利子に対する所得税法第十七条第一項、第十八条第二項並びに第四十一条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。ただし、当該各号に規定する非居住者又は外国法人が同法第一条第三項第一号又は法人税法第一条第三項第一号に規定する事業を有する場合には、当該各号に掲げる利子で当該事業に帰せられるものその他政令で定めるものについては、この限りでない。

居住者又は内国法人が非居住者又は外国法人である政令で定める金融機関から借り入れる外国通貨による借入金につき支払う利子で所得税法の施行地に源泉があるもの

二 内國法人がその発行する外債（外國通貨で表示される債券又は本邦通貨で表示され、確定換算率により外國通貨で支払を行なうべき旨の特約がある債券をいう。）につき非居住者又は外

国法人に対して支払う利子
 第八条の二中「第十五条の六」を
 「第十五条の七」に改める。

第九條第一項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第三條第五項及び第六項」を「第三條第五項から第七項まで」に改める。

第十四条第一項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十一条第一号中「物品の輸出の下に」(他の者から工業所有権その他の技術に關する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(これらの權利に關する使用權を含む。以下第二十二條までにおいて「工業所有權等」といふ。))の譲渡又は提供を受け、対外支払手段(外國爲替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八號)第六條第一項第八号に規定する対外支払手段及びこれと同等の価値があるもので大藏省令で定めるものをいう。以下第二十三條までにおいて同じ。))を對価として行なう当該工業所有權等の譲渡又は提供を含む。」を加へ、同項第十号中「運送」の下に「(政令で定める用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づく運送にあつては、当該再運送契約に基づく運送のほか、当該用船契約に基づく運送を含む。以下この項及び第四項において同じ。)」を加へ、同項第十四号中「(外國爲替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八號)第六條第一項第八号に規定する対外支払手段及びこれと同等の価値があるもので大藏省令で定めるものをいう。以下第二十三條までにおいて同じ。)」を削り、同項第十二号中「提供」の下に「(第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が對外支払手段をその對価として受領する場合には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引)」を加へ、同條第三項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加へる。

五 第一項第十号に規定する片船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づき同項第十号から第十二号までに掲げる運送を行なつた場合には、当該再運送契約に基づく運送による収入金額から当該用船契約に基づく運送についての運送料として支払う金額に相当する金額を控除した金額

第二十一条第四項中「當該取引に關する物品が輸出され」の下に、「若しくは同項第一號の工業所有權等が對外支払手段として譲渡され」を加へ、「又は當該運送を」又は當該取引が同項第十二號に掲げる運送」に、「が對外支払手段を對価としてされたものである」を、であつたに改める。

第二十一条の第三項中「対外公
私手段を対価として行なう工業所
有権その他の技術に関する権利又
は特別の技術による生産方式及び
これに準ずるもの（これらの権利
に關する使用権を含む。）の譲渡又
は提供（以下第二十三条の二まで
において「技術輸出取引」という。）
を對外公私手段を対価として行な
う自己の研究（その従業員の仕事
に關する研究）及び他人に委託し
た研究を含む。」の成果で
ある工業所有権等の譲渡若しくは
提供（第二十一条第一項第一号の
規定に該當するものを除く。）又は
對外公私手段を對価として行なう
工業所有権等の譲渡若しくは提供
のために必要とする該譲渡若しくは
提供を行なう者
への自己の研究の成果である工業
所有権等の譲渡若しくは提供（以下

「技術輸出取引」と總稱する。に改め、「對外支
払手段を對価として行なう工業所有
權等の譲渡又は提供のためにする地
方技術輸出取引（以下第二十三條の三
でにおいて「間接技術輸出取引」とい
ふ。）については、当該取引の對価の
を支払）を加え、「その各年中」を「当
該期間内の日の属する各年の当該期
間内」に改め、同条第二項中「基礎と
なる技術輸出取引の下に」（間接技
術輸出取引を除く。）を加える。

第一項に「又、第五号から第九号までに掲げる取引」を「若しくは第五号から第九号までに掲げる取引」又は「第九号から第九号までは間接技術輸出取引」、「これらの号に掲げる物品のうちこれらの号に規定する取引」を「物品等のうちこれらに、当該物品が輸出」を「輸出」に、「物品の取引」を「物品等の取引」に改める。

第二十三條の二第二項中「物品に
係る取引」を「物品等に係る取引等」
に改める。

第十三条の三第一項第一号に「又は第五号から第九号までに掲げる取引に係る物品のうち、当該取引を「若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は間接技術輸出に係る物品等のうちにこれらの取引に係る物品等のうちにこれらの取引」に、「物品に係る取引の行われ」の属する年において当該取引」の属する年において当該取引等に改める。」とある。

第二十八條第一項中「所得稅法施行地に本店若しくは主たる事務を有しない法人」を「外國法人」に「同法第十七條」を「所得稅法第十條第一項」に改め、同項に次のたし書を加える。

ただし、当該非居住者又は外
法人が同法第一条第三項第一号
は法人税法第一条第三項第一号
規定する事業を有する場合には
当該使用料で当該事業に歸せら
るものその他政令で定めるもの
ついては、この限りでない。

第三十条第一項中「昭和二十一
三月三日」を「昭和二十七年十二
月十一日以前」に、「第十条の四第一

十一日以前」に、第十条の四第一項

を「第十条の五第一項」に改め、同条第二項中「包括遺贈、被相続人からの遺贈又は被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡により効力を生ずるもの」を「遺贈又は贈与」に、「又は包括遺贈者」を「受遺者又は受贈者」に、「昭和二十五年四月一日から昭和二十六年十二月三十一日までの間に相続若しくは被相続人からの遺贈（包括遺贈を除く。）により取得した山林又は昭和二十五年四月一日から昭和二十八年十二月三十一日までの間に取得した山林」の下に「同年一月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間に遺贈（包括遺贈及び被相続人に対する特定遺贈を除く。）以下第三十九条までにおいて同じ。若しくは贈与（相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずべきものを除く。）以下第三十九条までにおいて同じ。」により取得した山林又は昭和三十七年一月一日以後に当該遺贈若しくは贈与により取得した山林で所得税法第五条の二第三項の規定の適用を受けなかつたもの」を加え、同条第四項を削り、同条第五項中「山林の譲渡により通常課されるべき再評価税額を考慮に入れ」を削り、同項を同条第四項とする。

第三十条の二を削り、第三十条の三を第三十条の二とする。
第三十一条第一項第三号中「権利につき」を「権利（以下この条及び次条において「土地等」といふ。）につき」に、「当該土地又は土地の上に存する権利」を「当該土地等」に改め、同項第四号中「土地、土地の上に存する権利」を「土地等」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項に次の一項を加える。
3 個人の有する資産が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、第一号（前項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第一号の場合にあつては同号に規定する土地等、第二号の場合にあつては同号に規定する土地の上にある資産（同号に規定する補償金が当該資産の価額の一部を補償するものである場合には、当該資産のうちその補償金に対応するものとして政令で定める部分）について、取用等による譲渡があつたものとみなす。この場合においては、第一号又は第二号に規定する補償金又は対価の額をもつて、第一項に規定する補償金、対価又は清算金の額とみなす。

一 土地等が土地取用法等の規定に基づいて使用され、補償金を取得する場合（土地等について使用の申出を拒むときは土地取用法等の規定に基づいて使用されることとなる場合において、当該土地等が契約により使用され、対価を取得するときを含む。）において、当該土地等を使用させることが所得税法第九条第一項第八号の不動産又は不動産の上に存する権利を長期間使用させる行為（以下第三十八条の五までにおいて「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」といふ。）に該当するとき。

二 土地等が第一項第一号から第三号まで又は前号若しくは次条第一項第二号の規定に該当することとなつたことに伴い、その土地の上にある資産につき、土地取用法等の規定に基づく取用をし、又は取りこわし若しくは除去をしなければならなくなつた場合において、当該資産の対価又は当該資産の損失に対する補償金が政令で定めるものを取得するとき。

第三十二条第一項中「及び資産再評価法第八条第二項又は第九条」を削り、「土地又は土地の上に存する権利」を「土地等」に、「土地、土地の上に存する権利」を「土地等」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第四項中「包括遺贈及び被相続人に対する特定遺贈を除く。」以下第三十九条までにおいて同じ。」及び「（相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずべきものを除く。）以下第三十九条までにおいて同じ。」を削り、「土地、土地の上に存する権利」を「土地等」に改め、「及び資産再評価法第八条第二項又は第九条」を削る。

第三十三条第一項中「該当することとなつた場合」の下に「（第三十一条第三項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき取用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含む。以下次項において同じ。）」を加え、「第三十八条の六」を「第三十八条の八」に改め、同

条第三項中「第三十一条第四項」を「第三十一条第五項」に改める。
第三十三条の二の見出し中「場合」の下に「更正の請求」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第三十一条第二項の規定の適用を受けた者は、同項に規定する期間内に代替資産を取得した場合において、その取得価額が同項に規定する税務署長の承認を受けた取得価額の見積額に対して過大となつたときは、当該代替資産を取得した日から四月以内に、納税地の所轄税務署長に対し、その取用換地等のあつた日の属する年分の所得税についての更正の請求をすることが出来る。

第三十四条第一項各号列記以外の部分中「譲渡」を「譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。）」に改め、同項第二号中「その額以下の金額で」を削り、「税務署長の承認」を代替資産の取得価額の見積額（当該補償金等の額以下のものに限る。）につき税務署長の承認を受けた場合（前条第四項の規定による更正の請求をした場合を除く。）における当該承認に改め、同条第二項を削る。

第三十五条第一項中「採掘用財産を譲渡し」を「採掘用財産の譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。以下この条において同じ。）を」とし、「譲渡した」を「譲渡をした」に改め、同条第二項中「財産を譲渡し」を「財産の譲渡をし」に改め、同条第三項中「譲渡した」を「譲渡をした」に、「譲渡価額」を「譲渡による収入金額」に改める。

第三十六条第一項中「採掘用財産を譲渡し」を「採掘用財産の譲渡をし」に、「譲渡した」を「譲渡をした」に改める。

第三十七条中「譲渡した財産」を「譲渡をした財産」に改める。
第三十八条第一項中「又は資産再評価法第八条第二項若しくは第九條」を削り、同条第二項中、若しくはは資産再評価法第八条第二項若しくはは第九條に規定する再評価を行うときを削る。

第三十八條の二第一項中「ものを譲渡し」を「ものを譲渡をし」に、「権利を譲渡し」を「権利の譲渡をし」に、「敷地に供されてゐた土地」を「敷地の用に供されてゐた土地若しくは当該土地の上に存する権利」に、「敷地となつてゐるもの」を「敷地の用に供されてゐるもの」に、「その災害のあつた日から一年以内に譲渡した」を「その譲渡をその災害のあつた日から一年以内にした」に、「対して譲渡」を「対して譲渡をし」に、「第三十八條の六」を「第三十八條の八」に改め、同条第二項中「資産を譲渡」を「資産の譲渡」に改める。

第二章第四節第四款の款名中「場合」を「場合等」に改める。
第三十八條の三第一項中「第一号の場合にあつては同号」を「第一号又は第一号の二の場合にあつてはこれら」の規定に、「以下この条において」を「以下第三十八條の七までにおいて」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。
一の二 土地等が、第三十一条第一項第一号に規定する土地取用法等に基づく取用（同項第二号

の買取り及び同条第三項第一号の使用を含む。)を行なう者によつて当該取用の対償に充てるため買取りられる場合 所得税法の施行地にある他の土地等

第三十八条の五中「譲渡」を「譲渡(譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含む。)」に改める。

第三十八条の六を第三十八条の八とする。

第二章第四節第四款中第三十八条の五の次に次の二条を加える。

(防災建築物街区造成の場合の譲渡所得の金額の計算)

第三十八条の六 個人が、防災建築物街区造成法第二条第二号に規定する防災建築物の建築のため同法第四条に規定する防災建築物街区造成組合(以下この条において「組合」といふ。)に土地等を出資し、当該出資の日の属する年の十二月三十一日までに当該組合の解散による残余財産の分配を含む。以下次条までにおいて同じ。)としてその出資した土地等の全部又は一部を取得した場合には、当該取得した土地等の出資による譲渡所得の計算については、その譲渡がなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、個人が、同項に規定する防災建築物の建築のため組合に土地等を出資し、その出資の日の属する年の翌年一月一日からその出資の日以後二年を経過した日までの期間内に、出資の払戻しとしてその出資した土地等の全部又は一部を取得する見込である場合において、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署

長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、同項中「取得した土地等」とあるのは、「取得する見込みである土地等」と読み替へるものとする。

3 前二項の規定は、土地等を出資した日の属する年分の確定申告書等に、これらの規定の適用を受けようとする旨並びに当該出資した土地等の出資価額、出資の払戻しにより取得した又は取得する見込みである土地等の明細及びその出資の時ににおける価額その他大蔵省令で定める事項の記載がない場合には、適用しない。

(出資の払戻しとして土地等を得た場合の更正の請求、修正申告等)

第三十八条の七 前条第二項の規定の適用を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、第一号に該当する場合で過大となつた場合にあつては、当該出資の払戻しにあつた日から四月以内に、同項に規定する出資の日の属する年分の所得税についての更正の請求をすることができるとし、同号に該当する場合で不足を生ずることとなつた場合又は第二号に該当する場合に於ては、当該出資の払戻しにあつた日又は同号の期間が経過した日から四月以内に、同項に規定する出資の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出しなければならない。

一 前条第二項に規定する期間内に、出資の払戻しとして土地等を得た場合において、その取得した土地等が同項に規定する

税務署長の承認を受けた取得する見込みであつた土地等に対して過不足があるとき。

二 前条第二項に規定する期間内に、出資の払戻しとして土地等を得た見込みであつた場合

2 前条第二項の規定の適用があつた場合(次項ただし書の規定の適用があつた場合を含む。)において、当該出資につき同条第二項に規定する期間内に譲渡、遺贈又は贈与(以下この条において「譲渡等」といふ。)があつたときは、当該出資のあつた日において当該譲渡等をした出資に係る土地等の譲渡等があつたものとみなす。

3 前項の規定に該当する場合には、当該譲渡等をした者(遺贈の場合に於ては、当該遺贈をした者に係る相続人(包括受遺者を含む。))は、当該譲渡等をした日から四月以内に、当該出資をした日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出しなければならぬ。ただし、所得税法第五条の二第三項の規定の適用を受けた場合には、この限りでない。

4 第三十六條第四項の規定は、第一項又は前項の規定により修正申告書を提出しなければならない場合において、修正申告書の提出がないときについて準用する。

5 第三十三條の二第三項の規定は、第一項又は第三項の規定による修正申告書又は前項において準用する第三十六條第四項の規定による更正により納付すべきこととなつた所得税額について準用する。

る。この場合において、第三十三條の二第三項中「第三十三條の二第一項」とあるのは、「第三十八條の七第一項又は第三項」と読み替へるものとする。

6 前条第一項又は第二項の規定の適用を受けた個人が、出資の払戻しとして土地等を得た場合には、当該出資の払戻しにつき第六十五條の七第一項の規定の適用があるときは、当該出資の払戻しによる所得の計算については、当該出資の払戻しがなかつたものとみなす。

第三十九條第二項中「前条第二項」を「第三十八條第二項」に改める。

第四十條第一項中「並びに資産再評価法第八條第二項及び第九條」を削り、同条に次の二項を加える。

3 大蔵大臣は、第一項後段の承認をしたとき、若しくは当該承認をしないことを決定したとき、又は当該承認を取り消したときは、その旨を当該承認を申請した者又は当該承認を受けていた者に通知しなければならない。

4 第一項後段の承認をしないこととの決定があつた場合には、その者の納付すべき所得税額で当該処分に係る財産の贈与又は遺贈に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額についての所得税法第五十四條の規定の適用については、同条第一項第二号中「について、当該提出期限」とあるのは、「について、租税特別措置法第四十條第一項後段の承認をしないこととの決定の通知をした日」とする。

第四十六條第一項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改める。

第五十四條を次のように改める。

第五十四條 削除

第五十五條第一項第一号中「物品の輸出の下に(他の者から工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。以下第五十六條までにおいて「工業所有権等」といふ。))の譲渡又は提供を受け、対外支払手段(第二十一條第一項第一号に規定する対外支払手段をいう。以下第五十七條までにおいて同じ。))を対価として行なう当該工業所有権等の譲渡又は提供を含む。を」を加え、同項第十号中「運送の下に(政令で定める船舶契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づく運送にあつては、当該再運送契約に基づく運送のほか、当該船舶契約に基づく運送を含む。以下この項及び第五項において同じ。))」を加え、同項第十一号中「(第二十一條第一項第十一号に規定する対外支払手段をいう。以下第五十七條までにおいて同じ。))」を削り、同項第十二号中「提供の下に(第三号を通じてこれらの取引を行ない、当該第三号が対外支払手段をその対価として受領する場合に、当該第三号を通じてこれらの取引をした者の当該取引)を加え、同条第四項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第一項第十号に規定する船舶契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づく同

項第十号から第十二号までに掲げる運送を行なつた場合には、当該再運送契約に基づく運送による収入金額から当該用船契約に基づく運送についての運送料として支払う金額に相当する金額を控除した金額

第五十五条第五項中「当該取引に係る物品が輸出されの下に、若しくは同項第一号の工業所有権等が対外支払手段を対価として譲渡され、若しくは提供され」を加え、「又は当該運送」を「又は当該取引が同項第十二号に掲げる運送」に、「が対外支払手段を対価としてされたものである」を「であつた」に改める。

第五十五条の三第二項中「対外支払手段を対価として行なう工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）の譲渡又は提供（以下第五十七条の三までに於いて「技術輸出取引」という。）を「対外支払手段を対価として行なう自己の研究（その従業員の職務に属する研究及び他人に委託した研究をいう。以下この項において同じ。）の成果である工業所有権等の譲渡若しくは提供（第五十五条第一項第一号の規定に該当するものを除く。）又は対外支払手段を対価として行なう工業所有権等の譲渡若しくは提供のためにする当該譲渡若しくは提供を行なう者への自己の研究の成果である工業所有権等の譲渡若しくは提供（以下第五十七条の三までに於いて「技術輸出取引」と総称する。）に改め、「対外支払手段による支払」の下に（対外

支払手段を対価として行なう工業所有権等の譲渡又は提供のためにする技術輸出取引（以下第五十七条の四までに於いて「間接技術輸出取引」という。）については、当該取引の対価の支払を加え、「その各事業年度中」を「当該期間内の日を含む各事業年度の当該期間内に」改め、同条第二項中「基礎となる技術輸出取引」の下に（間接技術輸出取引を除く。）を加える。

第五十六条第一項中「又は第五十五条の二第二項」を「第五十五条の二第二項又は前条第一項」に、「又は第五号から第九号までに掲げる取引」を「若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は間接技術輸出取引」に改め、「規定する物品」の下に（間接技術輸出取引に係る工業所有権等を含む。以下第五十七条の四までに於いて「物品等」という。）を、「これらの号に掲げる取引」の下に（間接技術輸出取引を含む。以下第五十七条の四までに於いて「取引等」という。）を加え、「当該物品が輸出されたこと」を「輸出されたこと（間接技術輸出取引については、対外支払手段を対価として当該取引に係る工業所有権等の譲渡又は提供がされたこと。以下この条において同じ。）に、「物品の取引に係る」を「物品等の取引等に係る」に、「これらの号に掲げる取引」を「第五十五条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引」に改め、同条第二項中「又は第五十五条の二第二項」を「第五十五条の二第二項又は前条第一項」に、「又は第五号から第九号までに掲げる取引」を「若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は間接技術輸出取引」に改め、同条第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第五十六条第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第五十七条の二に次の一項を加える。

第五十七条の三第二項中「物品に係る取引」を「物品等に係る取引等」に改める。

第五十七条の四第一項第一号中「又は第五号から第九号までに掲げる取引に係る物品のうち」に当該取引を「若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は第五十五条の三第一項に規定する間接技術輸出取引に係る物品等のうち」にこれらの取引に「物品に係る取引」を「物品等に係る取引等」に改める。

第六十四条第一項第三号中「権利につき」を「権利（以下第六十五条の七までに於いて「土地等」という。）につき」に、「当該土地又は土地の上に存する権利」を「当該土地等」に改め、同項第四号中「土地又は土地の上に存する権利」を「土地等」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法人の有する資産が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、前項の規定の適用については、第一号の場合にあつては同号に規定する土地等、第二号の場合にあつては同号に規定する土地の上にある資産（同号に規定する補償金が当該資産の価額の一部を補償するものである場合には、当該資産のうちその補償金に対応するものとして政令で定める部分）について、取用等による譲渡があつたものとみなす。この場合においては、第一号又は第二号に規定する補償金又は対価の額をもつて、第一項に規定する補償金、対価又は清算金の額とみなす。

一 土地等が土地取用法等の規定に基づいて使用され、補償金を取得する場合（土地等について使用の申出を拒むときは土地取用法等の規定に基づいて使用されることとなる場合において、当該土地等が契約により使用され、対価を取得するときを含む。）において、当該使用に伴い当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当するとき。

二 土地等が前項第一号から第三号まで又は前号若しくは第六十五条第一項第二号の規定に該当することとなつたことに伴い、その土地の上にある資産につき、土地取用法等の規定に基づいて取用をし、又は取りこわし若しくは除去をしなければならなくなつた場合において、当該資産の対価又は当該資産の損失に対する補償金が政令で定めるものを取得するとき。

第六十五条第一項中「土地又は土地の上に存する権利」を「土地等」に、「土地、土地の上に存する権利」を「土地等」に改め、同条第四項中「第三項」を「第四項」に改める。

第六十五条の二第二項中「該当することとなつた場合」の下に（第六十四条第二項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき取用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含む。以下次項において同じ。）を加え、同条第三項中「第六十四条第三項」を「第六十四条第四項」に改める。

第三章第六節第二款の款名中「場合」を「場合等」に改める。

第六十五条の三第一項中「第一号の場合にあつては同号」を「第一号又は第一号の二の場合にあつてはこれらの規定」に改め、「譲渡直前の帳簿価額」の下に（譲渡に要した経費がある場合には、当該経費の額を含む。以下この条及び次条において同じ。）を加え、「土地又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）を「土地等」に改め、同項第一号の次に次の一項を加える。

の使用を含む。)を行なう者によつて当該取用の対償に充てるため買収取られる場合 法人税法の施行地にある他の土地等

第三章第六節第二款第六十五条の四の次に次の三条を加える。

(防災建築街区造成の場合の課税の特例)

第六十五条の五 法人が、防災建築街区造成法第二条第二号に規定する防災建築物(以下第六十五条の七までにおいて「防災建築物」という。)の建築のため同法第四条に規定する防災建築街区造成組合(以下第六十五条の七までにおいて「防災建築街区造成組合」という。)

に土地等を出資し、当該出資の日を含む事業年度終了の日までに当該出資の戻し(解散による残余財産の分配を含む。以下第六十五条の七までにおいて同じ。)としてその出資した土地等の全部又は一部を取得した場合において、当該法人が、当該取得した土地等につき、その出資直前における当該出資した土地等の価額に対する帳簿価額(当該土地等の出資に要した経費がある場合には、当該経費の額を加算した金額)の割合(以下次条において「記帳割合」という。)を当該取得した土地等の当該出資直前の価額に乘じて計算した金額(当該金額がない場合には、一円とする。)を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載したときは、当該土地等の当該取得の時ににおける価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、

当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

(防災建築街区造成のための出資に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

第六十五条の六 法人が、防災建築物の建築のため防災建築街区造成組合に土地等を出資した場合において、当該出資の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から当該出資の日以後二年を経過した日までの期間(以下この条において「指定期間」という。)内に、当該出資の戻しとしてその出資した当該土地等の全部又は一部を取得する見込みであり、かつ、当該出資の日を含む事業年度において、当該取得する見込みである土地等の出資直前の価額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額を特別勘定として経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

3 前条第一項の規定は、前項の規定の適用を受けた法人が指定期間内に当該出資の戻しとして当該土地等の全部又は一部を取得した場合について、同条第一項中「当該事業年度の所得の計算上」とあるのは、「当該土地等を取得した日を含む

事業年度の所得の計算上」と読み替へるものとする。

3 前項の場合において、第一項の特別勘定として経理した金額のうち、前項に規定する土地等の第一項の出資直前の価額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額に相当する金額は、当該土地等を取得した日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

4 第一項の規定の適用を受けた法人が次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

一 指定期間内に第一項の特別勘定として経理した金額(既に益金に算入された、又は益金に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下第三号までにおいて「特別勘定の金額」という。)を前項の規定に該当する場合以外の場合に取らずした金額

二 指定期間を経過した日において、特別勘定の金額を有している場合 当該特別勘定の金額

三 指定期間内に合併により消滅した場合において、特別勘定の金額で合併法人に引き継がれたものがあるとき。当該金額

5 前条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定により損金に算入

する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「明細書」とあるのは、「明細書その他大蔵省令で定める書類」と読み替へるものとする。

6 第一項の特別勘定を設けている法人が合併により消滅した場合に、その合併の日における当該法人の特別勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、第二項から前項までの規定の適用について、これを当該合併法人に係る第一項の特別勘定の金額とみなす。

(防災建築街区造成組合等の課税の特例)

第六十五条の七 防災建築街区造成組合が土地等の出資を受けた日から二年を経過した日までの期間内に当該出資の戻しとしてその出資者に対し当該土地等を交付した場合において、当該土地等のその戻しの時における価額がその出資として受け入れた価額をこえるときは、そのこえる金額は、当該組合の当該出資の戻しをした日を含む事業年度の所得の計算上又は清算所得の計算上、益金又は残余財産の価額に算入しない。

2 前項の出資者たる法人が同項の出資の戻しとして取得した土地等の当該取得の特における価額のうち同項に規定するこえる金額に相当する金額は、法人税法第九条の六第二項第一号又は第二号に掲げる金額に含まれないものとする。

3 第一項の規定は、確定申告書等又は法人税法第二十二條の二から第二十二條の四までの規定による申告書(これらの申告書に係る同

法第二十三條の規定による申告書を含む。)に同項の規定により益金又は残余財産の価額に算入されない金額のその不算入に関する申告の記載があり、かつ、これらの申告書にその益金又は残余財産の価額に算入されない金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

第六十六條の二 第一項中「法人税法第二十二條の二第二項」を「法人税法第十三條第一項」に改め、同条第四項中「第十二條の二第一項」を「第十三條第一項」に改める。

第六十六條の三 第三項中「第十二條の二第一項」を「第十三條第一項」に改める。

第六十六條の四 第十二條の四(「第十五條」に改める。

第六十六條の六 第三項中「差額に相当する金額」を「差額に相当する金額を下らない金額」に改める。

第六十六條の八 第六十六條の九とし、第六十六條の七を第六十六條の八とし、第三章第八節同条の前

に次の一条を加える。

(国等の特殊の外貨借入金の利子の非課税)

第六十六條の七 国又は日本銀行が、法人税法第一條第一項第二号に掲げる法人で同法の施行地に同条第四項第一号に掲げる事業を有するものから借り入れる外国通貨による借入金で、その借入れが国の外貨資金の状況に照らし緊急の必要性があるものとして政令で指定するものにつき、当該法人に対して支払う利子で当該事業に帰せられないものについては、各事業

第七十四条中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に、「取得した場合」を「個人が取得し、自己の住宅の用に供した場合」に、「当該期間内」を「当該取得後一年以内（一年以内に登記ができた）ことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。以下次条において同じ。」に改める。

第七十九條の二の見出し中「地方公共団体」を「地方公共団体等」に改め、同条中「地方公共団体が」を「地方公共団体又は港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局が」に、「所有権の取得」を「所有権の保存又は取得」に改める。

第八十一条の二の見出し中「農業協同組合」を「農業協同組合等」に改

第九十二条中「昭和三十一年四月一日」を「昭和三十七年四月一日」に、「百分の二十の税率は、百分の十」を「百分の十の税率は、百分の五」に改める。

5 新法第二十一条から第二十三条の三まで及び第五十五条から第五十七条の四までの規定は、昭和三十七年四月一日以後に行なわれる新法第二十一条第一項又は第五十五条第一項に規定する輸出取引及び新法第二十一条の三第一項又は第五十五条の三第一項に規定する技術輸出取引（これらの取引のうち

みなして第二十一条の第二項若しくは第二十三条の第二項又は第五十五条の第二項若しくは第五十七条の第三項の規定により計算した金額

二 前号の新取引に相当する取引の金額に改正初年度の期間のち昭和三十七年四月一日以後の期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額

三 第一号の旧取引に相当する取引の金額に改正初年度の期間のうち昭和三十七年三月三十一日までの期間（法人については、昭和三十六年十月一日から昭和三十七年三月三十一日までの期間）の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額

7 新法第三十条の規定は、昭和三十七年分以後の山林所得に係る所得税について適用し、昭和三十六年分以前の山林所得に係る所得税については、なお従前の例による。

8 新法第三十一条から第三十三条まで、第三十四条から第三十八条の五まで及び第六十四条から第六十五条の三までの規定は、昭和三十七年四月一日以後に、これらの規定に該当する資産の譲渡（新法第三十一条第三項若しくは第六十四条第二項の規定により取用等による譲渡があつたものとされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとする行為を含む。）が行なわれた資産に係る所得税又は法人税について適用し、同日前に当該譲渡が行なわれた資産に係る所得税又は法人税については、なお従前の例による。

9 新法第三十三条の二第四項の規定は、昭和三十七年四月一日以後に同項の更正の請求の期限が到来する場合について適用する。

10 新法第四十条第四項の規定は、昭和三十七年四月一日以後に同項に規定する通知があつた場合について適用する。

11 新法第七十四条及び第七十五条の規定は、昭和三十七年四月一日以後の登記に係る登録税について適用する。

12 新法第七十九条及び第七十九条の二の規定は、昭和三十七年四月一日以後の登記に係る登録税について適用し、同日前の登記に係る登録税については、なお従前の例による。

13 新法第八十一条の二の規定中漁業協同組合に係る部分は、漁業協同組合整備促進法第十四条第一項の規定による勧告を昭和三十七年四月一日以後に受けて合併した漁業協同組合のする登記に係る登録税について適用する。

14 新法第八十四条の二の規定は、昭和三十七年四月一日以後に払い込み、又は売却した農林債券又は商工債券の登記に係る登録税について適用する。

15 新法第九十二条の規定は、昭和三十七年四月一日以後に領収する航空機の旅客運賃に係る通行税について適用し、同日前に領収した当該運賃に係る通行税については、なお従前の例による。

理由

今次の税制改正の一環として、外貨債等の利子所得及び防災建築街区造成に資するための防災建築街区造成組合への出資についての譲渡所得等に対する課税の特例を設け、航空機及び商工債券についての登録税の税率を引き下げ、利子所得の分離

課税、配当所得の源泉徴収税率の軽減、新築住宅等についての特別償却及び登録税の軽減の措置を延長するとともに、土地収用等の場合の課税の特例及び輸出所得等の特別控除制度等につき所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小川委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。天野大蔵政務次官。

○天野政府委員 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、昭和三十七年度税制改正の一環として、さきに提案いたしました通行税法の一部を改正する法律案等に引き続き、この法律案を提出いたします。以下、この法律案について、その概要を申し上げます。

第一に、現下の経済情勢に顧み、貯蓄奨励の見地から利子所得についての分離課税の特例及び配当所得の源泉徴収税率の軽減措置をそれぞれ一年間延長することとしております。

第二に、既成市街地における防災建築街区の造成に資するため、防災建築街区造成組合に土地等を現物出資した場合に、防災建築街区造成組合が防災建築物を建築した後その出資者に出資の払い戻しとして返還したときは、払い戻しを受けた部分については、譲渡が行なわれなかったものとして譲渡所得の課税をしないこととし、一方出資を受けた防災建築街区造成組合については、その土地の所有期間に生じた値

上がり益について法人税の課税を行なわないこととしております。

また、一般住宅事情の緩和に資するため、貸家の用に供する新築または増築住宅についての特別償却制度の適用期間を三年間延長することとしております。

第三に、公共事業の施行にあたり収用する土地の上にある建物、構築物等の取りこわしの場合の補償金、または長期にわたる土地等の使用の場合の補償金について、収用の場合の課税の特例と同様の譲渡所得について課税の特例を認めることとしております。

第四に、航空機の乗客に対する通行税の軽減税率を一〇%から五%に引き下げるものとしております。すなわち、通行税については、間接税全般との調整をはかり、さきに提案いたしました通行税法の一部を改正する法律案において、現行の二〇%の税率を一〇%に引き下げるものとしておりますが、これとの関連から航空機の乗客に引いての一〇%の軽減税率を五%に引き下げるものとしたのであります。

第五に、中小企業の育成及び産業助成の見地から登録税について必要な軽減措置をはかっております。すなわち、農林中央金庫及び商工組合中央金庫が発行する長期の農林債券及び商工債券の発行についての登記の登録税、外航船舶の保存登記及びその建造資金の貸付による抵当権の取得登記についての登録税、漁業協同組合が都道府県知事の勧告を受けて合併する場合の合併により取得する土地及び漁船の取得

登記の登録税、防災建築街区造成組合が取得する土地の取得登記の登録税、居住用家屋についての登録税等につきまして、税率の引き下げ等を行なうこととしております。

第六に、わが国の外貨資金の状況により緊急な必要性に基づいて国または日本銀行が借り入れた外貨借入金につき支払われる一定の利子について課税を免除することとし、また、内国法人等が支払う一定の外貨借入金等の利子について、三年間に限り二〇%の源泉徴収税率を一〇%に引き下げるものとしております。

第七に、自己の研究にかかると工業所有権等を第三者を通じて輸出した場合に、その提供者について輸出所得控除を認めることとするもの、その輸出取引を行なった第三者についても一般の物品輸出の場合と同様の輸出所得控除ができることとする等所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上のほか、所得税法及び法人税法における非居住者等の課税の規定の整備に関連して、利子所得等にかかる規定の整備をはかることとしたのであります。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由と内容の概要を申し上げますが、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いする次第であります。

○小川委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。

○小川委員長 次に、相続税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を

は、三十三、三十四、三十五年度でございます。ただいま申し上げましたのは三十五年でございますが、土地の構

能性があるだろうと思うのです。ところがそういう場合でも、回りが上がってきたからといって、そこで農耕を営んで

比べますと非常に低い。ものによつて違いますが、およそ五割見当ではないかと思います。三十六年でございます。

じ状況だといふような場合に、農地の評価の際にその間に相当な差がある。たとえば都市周辺で、工場が近くに來た、あるいは道路が近くに通ったとい

わっていないということ、大体これに對します——ですから、その間のパランスは、貸貸価格相互間にとられている、こういう前提で、倍數として

は、全国一律でやっております。ただ、おっしゃる通りに、先ほど申しましたように、都市近郊でその状況は全く宅地並みである、地目はなるほど田なり畑になつておるだろうが、そこは全く工場になつておるというよりな場合には、これを適用しない、そういうことでやっております。先ほどの収益還元価格の議論は、年度の三年間の固定資産評価委員会制度での最大の論点だったわけでございまして。問題は、収益還元法をとるときに、資本利子と一体幾らに見るのか、労賃の部分はある程度計算できますが、資本利子の利率の見方いかんで、全く客観的な数字は出てこない。いろいろ考えまして、それよりむしろ売買実例を中心に考えていった方がよくないか。ただ言われる点は、いわゆる売買実例というもののうち、まとまった経営面積でもって取引される実例が必ずしもないのだ、たとえば、農家の経営にはどうしても一町くらい必要だった場合、実際の売買実例というものはそのうちの一歩なんだ、そうすると、いわば限界収益還元価格として売買が行なわれる、それが売買実例に出てくる、そういう限界的な売買実例をそのままとすることは理論的に無理だ、だから、それは正常の場合に直せば一体幾らになるのかというのがある程度算式で出るであらう、だから、いわばそういう場合のいろいろの売買実例を標準として読むときには、その読み方が問題なので、通常の経営面積に直した場合の売買実例としては幾らであるべきか、そういうものとして考える必要はあるけれども、根本的に収益還元方法

をとるということになると、非常に恣意的な要素が出てくると思う。ずいぶん専門家でなくても議論してみただけですが、なかなか出ないということ、そういうふうな売買実例の読み方に手を加えることによってやれば、その方がより正確になるであらうというよりなことでありまして、現行はまだそこまですべておられませんけれども、宅地等につきましては、もちろん、その後区画整理も進んでおりますので、それぞれ路線価方式でもって、実際にあたつてやっております。ただ、純農村とか山の中にそれほど手数をかける必要もないので、従来の貸賃価格はそれなりにバランスがとれておるものと考え、これは国税庁におきまして、大体毎年倍増を全国一律に定めておるということでございます。

○広瀬(秀)委員 この問題は、固定資産の評価で、貸賃価格をどのくらいにとるかということも非常に大きな関連があるわけであります、それらの問題について、農地の場合にやはりいろいろバランスの問題もあるし、また大抵実際の売買価格の半分以上だといふだけで実際よりは低くなつておる、というだけでは通用しない面も今日出てきておるというようない面も今日出てきて、もう少しきめこまかな検討を加えていただきたいと思つておるわけでありま

す。

それから納税人員が、三十三年ごろからずっと相続税の場合にも非常にふえてきておるわけでありまして。そういうようなことが、今回の改正の基礎に除あるいは法定相続人の控除、三十万から五十万、百五十万から二百万といふことには上げたのだと思つておるが、しかし、この相続税の納税人員が三十三年あたりからかなり急ピッチで、ほとんど倍近くにも一倍までふえておる、七、八割は上がつてきたといふことは、やはり中小財産階層が、相当土地の値上がりなどによつて評価の問題をめぐつて、今までならば相続税を納めなくてもいいものが、どんどん納めるような状況に入つてきたといふことを意味するものと思つておるが、今回の改正でそういう点についてはすつかり解決済みというだけの自信が

○村山政府委員 その問題は、一つは死亡件数に対して毎年々々課税割合がどれくらいになつておるかという問題でございまして、今度の改正でどれくらいになるのかというお話でござい

ます。死亡件数は、御案内のように、だんだん平均寿命が伸びまして、減つておられます。今、三十五年までわかっておりますが、死亡件数が七十万四千件であります。これは昭和十五年当時を見ますと百十七万でございまして、それから、ちょっとさかのぼつて大正十四年ごろを見ますと二百二十万でござい

ます。ですから、その辺ほとんど変わらな

い。明治の時代になりますと百万、これは人口が少くないといふせいもあるのではないかと思つておる。これに對しては、課税件数を相続件数に對してその割合がいくつと、最近では、実はおっしゃるのと逆になつて減つてきておられます。昭和十五年のときには、百十六万の死亡件数に對して三万三千件の相続件数が課税になりました。二・八%でございまして。三十年には、これは現行の相続税の改正前でござい

ます。それが四・三%に上がつておる。その後三十三年に大改正を行ないまして、三十四年の実績が出ておりますが、一%と下がつてございまして。もつともこの一%と申しますのは、四十才以上の者の死亡件数に對する割合でございまして。総体の死亡件数に對しては、一・三%、十五年であります。総体に對して四・三%、四十才以上の者の死亡に對して二・二%程度、四十才以上の者でないといふ場合は財産を持たないであらうといふことで、その辺、四十才以上の者の死亡件数に對してどれくらいになつておるかといふことでございまして。従いまして、言つてみますと、死亡件数に對して一%くらいの課税になつておる、こういうことになつておる。おそろく農家の課税割合といふものは、全体がいくつと、さらにパーセントはぐつと低いだらうと思つておるわけでありまして。大体一%でござい

ますから、これよりもだいぶ下がるだらうと思つておる。

それから今度の相続税の改正によりまして減収額は約十億程度見込んでございまして。課税割合は従来とそう大した違いはなからうと考へておられます。

○広瀬(秀)委員 どうも数字が見当たらないのですが、この租税及び印紙収入予算の説明の中で、相続税の課税人員が二万八千五百七十二人、現行法でいけばこのくらいだらう。改正法では二万三千五百九十九人くらゐいるだらう。約五千人は減る勘定になるわけですが、しかしそのことよりも、昭和三十三年当時と同じくいう工合にして出された数字が一万七千人くらゐいしなかつた。それが現行法でいけば二万八千人から、あるいは二万九千人から

見るとずっと下がっておるといふ意味でございませう。

○広瀬(秀)委員 今私が質問しておるのは、やはり今度の改正が行なわれるまで非常にこれは重い税金であつたといふことが逆に証明されるのではないかと、かといふことなんです、その通り了解していいですかという質問をしたわけです。

○村山政府委員 その点は何と申しませうか、考え方の問題だろうと思つて、どうして今度上げたか、基礎控除をなせ上げたかといふ問題と関連するわけでございますが、当時、現行の前は大体三十三年の改正でございまして、そのころの標準農家、大抵二町五反あたりの農家を考へまして、当時の評価額でどれくらいになるかといふのを算出しておるわけでございますが、二町五反よりは平均は少し下へいきますが、かりに二町五反に例をとりますと、―――当時二町一反でございまして、二町一反で約二百五十万でございまして、これが今日においてだんだん上がつておるわけで、それを今日の評価額で見ますと、約三十万くらいになつておるわけでございます。この考え方が、それだけ財産が上がつたからさうだと見るのか、あるいはそれは名目的な値上がりであるのか、こゝろの問題が一つございませう。実質価値の値上りであるなら別に考慮する必要はないといふことになりまして、名目価値であればそれは是正されるべきだといふことになつておると思つて、今度のことはその辺にねらいを置きまして、しかしそれは言つてもいろいろな階層が課税になるかならぬかといふあたりに常識的にめどを置いた方がよろかと

いふことで今度の改正をいたしておるわけでございますが、二町五反で、今日の評価基準でいいますと、三百四十万くらいになると思つて、この場合今度の課税最低限は四百五十万くらいにしてあるといふことでございます。

ですから従来も、ちよつと今の二百五十万から三百万くらい上がった五十万です、二町歩あたりのそれがそのまゝにされておつたのが非常に過酷なものでございませう、それが名目価値なのか実質価値なのか、非常にやかましい問題になるわけですが、われわれはむしろその程度の規模のものは課税すべきではないといふふうに考へまして、二町五反よりもちよつと上のところをねらつての今度の改正であつたといふことでございます。

○広瀬(秀)委員 二町五反の農家経営で、農業基本法の裏づけは、対応する所得倍増十カ年計画で二町五反歩の百姓を百万戸作りといふような計画がある、今、主税局長は二百万から三百万くらいのとこまでいふようなことを言われたわけですが、おそれることは農地だけの問題だろうと思つて、農家なんかでは、建物なんかでもあまりりっぱなものはないにしても、建物の評価あるいは裏の山があつて杉の木が何ほある、あるいは山林も若干あるといふようなことである、それを大体税務署で調べてみますと、家財といふようなものも、大体その他の財産の集計額の約一割ぐらゐは家財だといふようなこととおおよそ見なすやうであります。そういうやうなことを考慮すると、農基法で考へてゐる適正規模の自立経営農家といふやうなものが最近の貸賃価格と倍數からいって、い

ろなすすべての財産を集計して参りますと、土地をやはり一反歩や二反歩手離さなければならぬといふやうな実態といふものは、今日なおこの程度の場合では、さういふやうな場面も出てくるのではないかと、かといふことなんです。非常に大きく平均値をとられて、この程度に言われているわけですが、これも、実態と相当かけ離れたものが場所によつてあるのではないかと、さうしますと、自立経営農家の問題を、逆に相続税でその経営面積を減らさなくちゃ税金そのものが納まらぬといふやうな実態もこれは必ず出てくると思つて、それで田と畑だけ持っていたのではこれは百姓にはなりませぬ。山も持たなければならぬ。その評価の問題、それからさういふ有体財産の家財の問題なども、現在やつてゐるやうな状況から申しますと、たとへばここに掲げてあるやうな標準的なものでいつた場合に、これを四百五十万なり控除されるのだからといふことになりませうけれども、必ずしも五人法定相続人がいるといふ場合ばかりないわけでありませう。もつと少ないといふ事象もあるといふやうなことになる参りますと、さういふ面でも、自立経営農家の規模を相続税で侵すといふやうな事例といふものが、これから相当土地の値上がりといふやうな形の中からも出てくる可能性といふものは、相当多いのではないかと、さういふわけですが、さういふ点についての見通しはどうでございませう。

○村山政府委員 先ほど申しました数字はもろもろ農地だけではありませぬ。これはサンプル調査の表がありませうが、一町五反から二町歩未満の農家の資産の一戸当たりの平均で見てお

ますが、約三百万程度に出ておりますが、そのうち土地による分は百八十万程度でありまして、あとは建物とか農機具その他のものでございませう。ですから、さういふ御心配はないと思つて、それから農家の標準的な相続人の数といふものは、今までわれわれの統計では、大体相続人五人といふことになつております。もちろんそれよりも少ない場合はあると思つて、その場合には基礎控除額はそれだけ少なくなりますから、資産状況もおのずから少なくなつてくるのではないかと、ですから、その辺のバランスはとれてゐるものであらうといふふうに考へる次第であります。

○広瀬(秀)委員 主税局長とられる統計の数字といふものは、サンプル調査で非常に適正なデータをとられるやうなことをしてございますけれども、どうも低いところばかり選んでゐるのじゃないかといふ気がするわけですが、実際に私も税務署に行つて現実の場面で当たつてみましても、たとえば宇都宮から二十キロも三十キロも離れてゐるやうなところでも、もよりの駅に行くのにも四キロないし五キロといふやうな全くの純農村地帯で、三反歩ぐらゐのたんぼで九十八円ぐらゐの貸賃価格があるのです。さういふやうな評価のところがあつて、しかも大体取り立てて十俵もとれるやうなたんぼかといふところでも、これがたしかあの辺でも六千何百倍かです。さうしますと、これは反当たりにしてその評価額は大体十六、七万にはなつてゐるのです。実際の売買価格だつて、そ

の辺は純農村です、非常に交通も不便なところなので、ほとんど売り買いなんといふのはさう活発にはないといふやうなところで、さういふ評価なんかも現実にはあるのです。これは私が現実によつておつてゐる事例なんです。これは貸賃価格そのものに問題があると思つて、さういふやうなところも相当あるし、宇都宮の周辺あたりでもこの貸賃価格の評価がかなり上がつてゐる。さうしますと、二町五反で山の一反歩も持つてゐるといふことになりまして、五百万やそこらにはすぐになつてしまふといふやうなところが相当出てゐるわけですが、だからやはりさういふ低過ぎる統計でやられることは実態を把握し得ないのじゃないかと思つて、特に農業の育成といふやうな立場から、農業の相続の場合に土地を売つて相続税を納めなければならぬといふことは、実際に例を調べてみれば必ずあるのです。さういふやうな点を考へてみますと、やはり農地の場合には何らかの政府の大きな基本方針にふさわしい相続税の制度といふやうな特別な配慮は必要になつてくると思つてゐます。それで、主税局長のお持ちになつてゐる数字がやはりさういふ点では非常に大きくつかみ過ぎておつて、最近における実態を全部低目々に押さへた数字の平均がさういふ状態になつておるのじゃないかといふことを懸念するわけですが、さういふ点も少し実態をつかんでいただきたい。しかも農業基本法に基づいて自立経営農家を育成してはつてゐるやうな方向が政策としてはつきり出されてゐる。それを逆に今度は税制の面でこ

わすことのないやうな特別な配慮とい

うものが必要だろうと私は思うのです
が、いかがでございましょう。

○村山政府委員 統計を低目に抑えて
いるのじゃないかというお話ですが、
実は農林省の農家経済調査が出てお
ります。これは経営規模別に全国のも
のがずつと出ております。そのときの各
階層別の試算のなまの数字が出てい
るわけでございます。たとえば平均して
田が何町何反だ、こういうのがずつと
出ております。こちらは平均でござい
ますので、この単価の書き方も、相続
税の評価額も平均がわかつておるわけ
です。従つてある単位に平均でもつて
かけて出した機械的の数字でございま
す。従つて低いとか高いとかいって
みても、統計の上からはなかなか出て
りません。現実には一括の場合がある
かどうか。われわれは寡聞にして非常
に酷だというのは相続税では聞いてい
ないのが実際でございまして、ちよつ
と考へてみますと、全体の死亡件数に
対して約一%しか出ておる。ところで
農家は一体どのくらいだろう、今あま
りデータがありませんので、私が実務
をやつたときの経験、勘であります
が、相続件数のうち、約一割くらいは農
家であらうと思ひます。これが当たつ
ておるかどうかわかりませんが、それ
でいいますと、全国で現在の世帯数がたしか
二千二百五十万戸くらいだろつと思
ひます。農家が六百万戸くらいです
から、約三分の一弱といふところであ
ります。農家でもつて三分の一である
に、私の勘で申しますと、大体戸数で
三分の一、課税実績はおそらく一割く
らい、といふことは、全国平均一%の
死亡件数に対する課税率といふのは、
農家の場合に引き直してみると、はる

かに下回つておる。○何%というこ
とになるだろうと思ひのであります。
そういうことだとわれわれは大づかみ
には考へておりますが、具体的に酷の
場合があるかどうかといふ問題になる
と、なかなかわかりかねるのでありま
すが、われわれは今まではあまりその
点については耳にしていなかつたとい
うのが実情であります。統計は決して低
目に抑へたものではなく、機械的に出
した数字であるといふこととあります。
○広瀬(秀)委員 最近私のぶつかつた
事例なんですけれども、ちよつと土地改
良が行なわれた、そうしますと、固定
資産の再評価をそこでやつたわけだ
が、大体三倍、ほとんど全村が一律に
三倍くらい、一番低いので二倍ちよつ
と三倍くらいに引き上がったという事
例もあるわけなんです。そういうこと
に、最近の評価の状況は非常に動いて
おると思うのです。だからさういふた
ものをやはり的確につかんでいくことが
非常に重要なのではないかと。しかも
価格なんというものは、最近の産物都
市の地方分散といふような形でさうい
う傾向が非常に強くなつて、さうい
うところから売買契約を中心にした評
価がなされるという点なども考へて
みると、今言われた数字は、公平に行
なつたものといひたしても若干古く
なつておると思ひます。だから、そ
ういふ点からも考へていただかない
と、やはりほんとうに現実な姿、現状
はわからない。農地の場合において
も、二町五反歩のサンプルの農家を拾
ひ上げてアトラランダムでやつたとい
ひましても、私も現実にはぶつかつて
みますと、信憑性は非常に薄いよう
な気が現実にするわけでありま

す。だ
から、さういふ点で農地の細分化を
防ぎ、過小経営規模の農家から適正規模
の農家に経営規模を拡大していくとい
うところに、日本の農業構造改善の最
大の眼目があると思へば、相続税の面
でやはり現実をさういふ事例もあるわ
けです。土地を売つて相続税を払うと
いふような事例がやはりあるわけだ
から、さういふ事態のないような配
慮を何らかの形で特別にしていだきた
いといふことを私も念願するわけだ
であります。最後に、その点で主税局長
の意見を聞かしていただいて、相続税
に關する質問は終わりたいと思ひま
す。

○村山政府委員 ただいま広瀬先生
のお話で、ある村で評価額が二倍に
なつたといふことでございまして、お
そらく相続税の問題ではないのではな
いかと思ひます。相続税は先ほども申
し上げましたように、純農村につきま
しては貸賃価格に対する全国一律倍
でやつております。それで見ますと、
三十四年が、全国平均でいいますと四
千百倍で、三十五年が四千六百倍で五
千百倍に上がつておりますから一割二
分の上がりであります。それから、三
十六年が五千三百倍に上がつてお
ります。従ひまして、七百倍でござ
いますから、一割四分であります。全
国一律に分けていっておるわけであ
りますから、その二倍になつたといふ
ことはおそろしく相続税以外の、わか
りませんが、あるいは固定資産税の問
題であるのか、あるいはほかの問題で
あるのか、おそろしく相続税の問題で
はないように思ひます。相続税の問題
であるとすれば、非常にそこが最近展
示して、従来山村であつたものが宅地
になつてしまつて、従来の評価ではい
かにもそれは均衡を失ふといふような
場合に、農村の農地として扱わな
い、準宅地として扱ふような場合があ
ります。準宅地として扱ふような場合
があらうと考へておるのか、さうい
ふ問題でございませう。その評価
額がどういふふうになつてくるかと
いう點を、さういふ必要の税率の調
整を考へる、かように考へておる
か。

○小川委員 大蔵省にお尋ねします
が、三十二年、三十四年、三十五年に
わたる相続税と贈与税にこれを分け
て、課税件数と課税価格並びに税額で
すね、さういふ調べがあると思ひま
すから、まずこの点についてお答え願
ひます。

○村山政府委員 まず相続税について
申し上げます。三十五年実績、三十
六年度予算、三十七年度予算、これ
は人員は相続人の数で申し上げます。三
十五年実績二万三千二百九十一人、
三十六年度予算二万六千六百六十六人、
三十七年度予算二万三千五百九十九人、
それから改正前、もし改正をしないとす
れば二万五千九百三十二人、さういふ
ふうになります。それから課税価格で
ございまして、基礎控除前後と後がござ
います。基礎控除後で申し上げますと、
三十五年実績四百五十四億五千一百
万、三十六年度予算四百七十二億七
千三百萬、三十七年度予算六百三十三
億七千四百萬。それから算出税額でござ
います。三十五年実績百八十二億五千
一百万、三十六年度予算百八十八億五
千六百万、三十七年度予算百六十五億
三千九百万。それから税額控除がそれ
ぞれございまして、それをついでに申
し上げておきますが、配偶者、未成年者、
贈与税、相次相続税の控除、その累計で
申し上げますと、三十五年実績十二
億六千一百万、三十六年度予算十四億
二千五百萬、三十七年度予算十八億七
千三百萬。それで差引税額で申告税額、
これは徴収の問題は別でございまして、
徴収は翌年に繰り越しか延納とかい
ふいろいろございまして、その年発生し
た税に対する最終的な申告税額でござ
います。それで申し上げますと、三十
五年度実績が六十七億九千六百万、三
十六年度予算で七十八億七千六百万、

三十七年度予算で百十億四千四百万でございます。それから同じく贈与税について申し上げます。まず人員でございますが、三十五年度実績九万一千六百五十七人、三十六年度予算十万六千五百三十人、三十七年度予算十一万六千三百二十八人でございます。そこで課税価格、やはり基礎控除後でございますが、三十五年度実績二百二十五億九千万、三十六年度予算二百二十五億九千万、三十七年度予算三百六億七千九百万。それから少し飛ばしまして最後の贈与税の申告税額でございますが、三十五年度実績四十八億三千二百万、三十六年度予算四十三億七千八百万、三十七年度予算六十三億四千万、かようにしております。

○芳賀委員 この相続税と贈与税を比較すると、件数においては贈与税の方が多くて、税額においては相続税が多いということになっておりますが、問題はこの贈与税を賦課する場合、やはり一応の理由というものがなければならぬわけですね。この贈与が行なわれる理由についてもいろいろあると思ひます。原因は財産の贈与ですが、どういふような種類のものがこの贈与の中で段階的に出てくるか、そういう点わかりますか。

○村山政府委員 これはちよつと統計が古くございまして、三十二年の全国的サンプル調査の実施の結果でございますが、ほとんど大部分がやはり親族関係でございます。全体の構成比を一つのにいたしまして、一番多いのは子供でございます。五三％、その次が妻一三％、その次が兄弟姉妹一〇％、孫が五％、父母が四％、その他の親族六％、その他とありますが、このその他

他というのは親族関係のない者というものでございまして。大体そのようなことでございます。

それから総体の調査件数は一万七千二百七十一件でございます。

○芳賀委員 先月資料要求した結果、国税庁の方から府県別の土地の評価の実態が平均で出てきておりますが、毎年評価倍率が、たとえば五百倍とか多いのは千倍というふうに毎年々々、三十四年、五年、六年等を見ても上がっていくようですが、これは無制限に毎年こつこつ調子で倍率を上げるという方針ですか。

○村山政府委員 これは国税庁に聞いた方がわかるのですが、私も前に国税庁におりましたので、おそらく同じ方法でやっていると思ひますが、無制限に上げるわけではございません。二つぐらいソースがございまして、一つは毎年税務署において調査いたしまして、毎年税務署において調査いたしまして、すなわち実際の価格の値上がり状況がどうなるかという問題、それから不動産研究所におきまして農地の価格指数がどうなつておるか、これはそういう点をつつと参酌いたしまして、そしてことしはある程度改定しないとバランスがとれないというふうなものにつぎまして、これもいふほど上げるというわけではございません。ほかとこのバランスをとりながら受当なところで上げ下げしていく、その騰貴割合が非常に少ない場合には、かえつて実際の関係もありますので、見合ふこともあるということでございます。

○芳賀委員 評価倍率は言うまでもなく貸賃価格を基礎にしておるわけですが、たとえば田の場合には昭和三十四

年が評価倍率が四千倍、三十五年が四千六百倍、三十六年が五千三百倍というふうになつておるわけですね。畑の場合には三十四年が五千三百倍、三十五年が六千四百倍、三十六年が七千四百倍。水田の場合には毎年五百倍ないし七百倍ぐらいの倍率の増加になつておるし、畑の場合は大体一千倍程度倍率が高まつておるわけですね、これと三年も五年もこつこつ調子でどんどん倍率が高まつていくことになる、特にこれは土地ですから、農業等に対する税制面からの圧迫というものは相当避けたいものがあると思ひます。

○村山政府委員 もちろん税の一番基本的な点は課税の公平にあるわけでございます。従ひまして、各資産の評価額のバランスを合わせていくというところを執行上また努めなければならぬところだと思つておるわけです。ただ、今芳賀先生のおっしゃいました倍率が非常に違ふじゃないか、畑の方の倍率の上がり方がきつといとおっしゃいますの、実は出しますときは実績で見えておるわけでございます。もともとこのスタートが畑が非常に低かつたわけでございます。ですから廃止しました表で、たとえば全国平均で、絶対額で見ても、三十五年では七万九千円、三十四年、三十五年では七万九千円、ここが約八千円上がつておるわけです。これに對しまして、畑の方は倍率はなるほど上がつておりますが、二万七千円が三万二千円、五千円の上がりになつて

それから三十五年対六年で、この分は田で九万二千円でございますから一万三千円の上がり、これに對して、畑は一万五千円の上がりになつております。作業といたしましてはこの倍率計算でいかに、実績計算の方から答えを求めておるという関係でございます。そういうものと、それから不動産研究所における倍率、この関係を相互勘案して適当なところにきめるといふ実情でございますので、必ずしもこちらがきつといふわけではございません。

○芳賀委員 先ほど同様の広瀬委員からも指摘がありましたが、大蔵委員会の調査室の資料によつても、最近の傾向は不動産に対する評価が高まつたことによつて相続税、贈与税等の税収が高まつておることが指摘されておる。先ほど局長も言つた通り、土地関係が四七％以上ということになつておるわけですね。ですから、財産評価という問題は前回の委員会にも若干指摘した点でありましたが、この点につきましては、昭和三十四年の四月に発足した固定資産評価制度調査会というものが総理大臣の諮問機関としてできて、三十六年の三月にこれは終わつて答申を行なつておるわけですね。この場合にも、やはり財産の評価の問題については、なかなか困難な問題はあるが、国税の場合とか地方税の場合とか、それぞれの財産評価を統一したものにするべきであるといふ、そういう答申の趣旨が述べられておるが、きょうは自治省の方からも来てもらつておりますので、特に地方税における固定資産税のいわゆる土地の評価の方法基準等が、今日のよう

して自治省の方から御説明を願ひたいと思ひます。

○大村説明員 固定資産税の土地の評価の実情及び固定資産評価制度調査会の答申で述べられておる事項について要点を申し上げたいと思ひます。固定資産税の土地の評価でございますが、現行の評価基準によりますと、評点式評価法によつて評価をする、土地の事情によりまして点数をつける、また一点当たりの単価を出す、いろいろなことをいたしまして自治省の方から指示平均価格を示す、そういうふうな方式で現在行なわれておるわけですね。実際の評価の水準と比較してみますと、最近の不動産研究所あたりの農地の売買実例価格といふものと比較してみますと、現在行なわれております農地の平均価格の割合が二割程度である、こつこつ調子で倍率を上げておるわけでございます。現在の指示平均価格と申しますのは、固定資産の評価が三年置きに行なわれておる。三年間据え置きがある。最近の指示平均価格と申しますのは、三十三年に行なわれましたときの指示平均価格といふのが大体基礎になつておるわけですね。その場合の指示平均価格のきめられました経緯を見ますと、農地につきましては、全国的な収益額といふものを資本還元して出したものを一応参考にはしておりますが、その他の要素あるいは税負担の関係、そういう点も考慮いたしまして、またほかの調整も講じて行なわれている、こつこつ調子で倍率を上げておる。三十三年度の指示平均価格を見ますと、田におきましては反当たり三万六千六百八十一円、三十六年度に評価がえが行なわれました

が、その場合に改定しました後の平均価格が、同じく田におきまして反当たり三万七千三百五十七円、二・八%ほどふえておるわけであります。畑におきまして三十三年度の指示平均価格が反当たり一万三千五百九十三円、それが三十六年度におきましては一万三千八百四十円、これも大体二・八%ほどの増になつておるわけですが、そういったような状況で平均価格というのが示されておる。それによつて各市町村が評価をしておる。その実情が今申しましたように不動産研究所あたりの調査による時価に比べますと、二割程度で著しい。土地のうちには農地以外に宅地もございまして、宅地についても同様にかなり低い状況を示しておるわけでございます。ところが他の固定資産税の対象になります家屋とか償却資産、そういったような資産につきましては、それぞれの方式によつて評価が行なわれておる。その場合の時価というものの比較を見ましても、家屋の場合は大体八割程度、償却資産の場合には企業の簿価に大体相当する水準までいっている。そういったような点から見ますと、同じく固定資産税の対象資産であるもののうち、土地が特に他の資産に比べて低いわけですが、固定資産税の対象資産間における評価水準の不均衡という点が、固定資産評価制度調査会の場合に第一の問題になつた点であります。その次に、各市町村間の評価の不均衡という問題がありま

す。これは市町村長が評価をする場合には、自治大臣の定めしました固定資産評価基準に準じて評価しなければならぬ、というふうになっておりますが、実際は必ずしも評価基準通り行なわれ

ておらない。特に農地等の場合におきましては、先ほど申し上げました評点式評価法というもののによらないで、旧貸賃価格に一定の倍率を用いるという方式で便宜行なつておる市町村がまだ非常に多い。そういったような点で、同じ土地に対する評価におきまして、実際の評価の行なわれ方が市町村によつてまちまちである。そのために評価の不均衡が生じている。これが第二の問題点でございます。

第三の問題点としましては、先ほど御指摘のありましたように、固定資産に關係のある他の国税、地方税、国税におきましては相続税、贈与税あるいは登録税が關係がございまして、さらに地方税のうちにおきましても不動産取得税が關係があるわけでございます。取得税が關係があるわけでございます。仕方というものが、固定資産税との間に相當開きがある。それぞれ税の性格の相違はあるにいたしては、あまりかけ離れてはいるのではないかと、そういった点を統一した見方であるだけ均衡化をはかるように検討する必要があるのであるのではないか、それが第三点でございます。

固定資産税の評価を中心としまして、大体以上の三つの問題点が評価制度調査会におきまして指摘されました。それについてそれぞれ改正意見を答申として出してはいるわけでございますが、第一の固定資産税の対象資産間の不均衡の統一と申しますか、是正という点につきましては、統一の目標で評価の水準を考へるべきである。その場合には、地方税法によりまして適正な時価というものを各資産について発見していかねばならぬ

い。その場合の統一した目標としましては、正常な条件のもとにおける取引価格というものを各資産について適当な方法で求めて参る、そういったような考え方を基礎に持つて、それぞれの資産について適当な評価方法を設けるべきである、そういったような観点から出発いたしました。土地につきましては、やはり公正な時価というものを基礎に考へていかなければならない。その場合には、一応売買実例価格が参考になるのであるが、農地のようなものにあたりましては、先ほど主税局長のお話がありましたように、現実の売買実例価格と申しますのは、わが国の実情からいいますと、いわゆる切り売り、買い足しという零細なる部門の売買の価格が実例になつておる、正常な価格を必ずしも直接反映して見られないものである。その売買実例価格をそのまま用いないで、それに適當な修正を加えていくべきである。適當な修正のやり方といたしましては、この切り売り買い足しの零細な単位の売買実例価格をそのまま用いないで平均の価格、この限界的収益額の割合、それは、限界的収益額の割合と出でくるわけでありまして、平均の収益額との割合で修正すべきであるという答申がございまして、このように修正減額して価格の修正を求めていくべきである、こういったような意見が提出されているわけでありまして、そのように実行いたしますと、相

当な準備期間を要するということでございます。固定資産評価制度調査会の答申におきましては、三十九年度を目標にしてこの新しい評価を実施するようになつていくことを述べているわけ

でございます。そのほかの資産の評価方法の改善についてもいろいろ意見が述べられてはいるわけでございますが、そういったような評価を実施した場合に、固定資産税の税率を現行のまま据え置いた場合には、負担そのものが高くなる可能性がある。しかし、固定資産の評価というものは、今申し上げましたような各種の不均衡を是正するということに眼目があるのであつて、税負担そのものを高めることを目標にするのではないので、各資産の評価を進めまして、各資産を通じての評価の水準はどうなるか、その場合に、税率を据え置いた場合に、納税者の負担がどうなるのかという点の見通しを総合判断した上で、税負担の調整のために、要すれば税率の引き下げであるとか、あるいは各資産についての評価の特例とか、そういったような方法をあわせ用いて、税負担の調整は最後の締めくくりとして必ず講ずべきである、こういったふうな述べているわけでありまして、以上が資産間の不均衡の是正の問題でございます。

第二の市町村間の不均衡の是正の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、現行の固定資産評価基準というものは市町村が評価する場合に準ずべきというように法律の規定がなつておりますが、これを固定資産評価基準によるべきことに法律上改め、あまりまちまちにならないようにすべきであるというふうな意見が述べられてはいるのであります。

第三点の各税間の不均衡の是正の問題でございますが、何と申しまして、固定資産税は、土地、家屋、償却資産について毎年々々課税するもので

ありますので、固定資産の評価額というものをしっかりとらしたものに改める。そしてそれとの關係におきまして、他の各税は固定資産の評価の水準をできるだけそれによつて用いていく、ただ、税の性格によつて課税対象なり課税の時期が違ふために、固定資産の評価そのまゝを用いられない場合がござい

ます。その場合には当然必要な修正と申しますが、特殊事情については各税に繰り込んでいくというところは必要であらうけれども、基本的には固定資産の新しい適正な評価基準というものが行なわれましては、それを他の關係諸税におきましては、それだけ用いていくようにすべきである。また固定資産の評価をするにあつたての標準値の評価あたりにつきましては、各關係官庁の間において資料を交換することで、固定資産の評価そのものが適正に行なわれるように、關係機關が協力していくようにすべきである、こういったような点が指摘されておるわけでございます。大体以上のような固定資産評価制度調査会の答申がございましたので、自治省におきましては、今回の地方税法の改正案中に、二点ほどこの評価關係の改正案を織り込みまして、現在国会で御審議中でありまして、その二点と申しますのは、一点は先ほど申し上げました市町村が固定資産の評価基準に準ずるといふふうになつております点を、今後は固定資産評価基準によるべきことになつた、これはもちろん三十九年度以降に適用になるわけ

でございますが、方向をこの際明らかにした。第二点が改正の評価制度の実施の準備のために、中央に固定資産評価

審議会、地方に、各都道府県でござい
ますが、地方の評価審議会をそれぞれ
設置いたしまして、構成員としては、
関係官庁の職員並びに固定資産の評価
につきましての学識経験者、こういっ
たものをもって構成します委員会を中
央・地方に設置する、これは三十七年
度から設置いたしまして、改正評価制
度が中央の段階において、また各地方
の段階において、それぞれの実情に適
して適正に行なわれるような準備をす
るために設けられる、こういふような
法律上の改正を現在提案しているわけ
でございます。

なお、先ほど申し上げました改正評
価制度実施後の税負担の調整の問題で
ございますが、これはなお二年ほど準
備いたしまして、各資産ごとの新しい
評価の水準はどうか、それを通じ
ての税負担に及ぼす影響はどうか、
という点をしっかりと見定めた上、税負
担の調整に必要となる立法措置は、
三十九年度の改正評価制度の実施の時
期に間に合うように、税負担に必要な
改正措置は、その時期までに間に合う
ように提案いたしたい、そういうこと
で進めておるわけでございます。

○芳賀委員 ただいま自治省の方から
は、全国的な平均であります、田に
ついてはこれは反当三万七千円、畑に
ついては一万三千八百円が平均の評価
額であるというお話がありました、
国税庁の方から出た資料によります
と、田畑の中の田については、最高一
反歩大体十萬円、畑が九萬円、水田の
最低が二萬五千円、畑の最低が九千円
ということに出ておりますが、これを
大体平均すると田畑、山林、原野等

が、大蔵省の評価基準からいふとどれ
くらいになっておりますか。

○村山政府委員 これはいろいろ年度
があります、三十六年で申し上げます
が、三十六年でいいますと、純農村の
田であります、平均九萬二千円、そ
れから畑につきましては三萬七千円、
それから山林につきましては、全国平
均三十六年度五千七百円でございます
。それから原野が二千八百五十円、
そういうふうになっております。

○芳賀委員 今、村山局長から言われ
た通りですが、これを同一の客体であ
る土地について、国税と地方税との財
産評価を統一するということはできな
いと思ひますが、これはやれますか。
低い方を上につけてくれればできるとい
うことになるかもしれない、これは自
治省からもいろいろお話をあつた通
り、特に農地の場合は、農業の生産の
基礎的な要素になるわけであつて、特
に農業の収益性が低いという特徴から
見た場合、いたずらに農地に対する財
産の評価だけを引上げて、農地の
収益が増すということには絶対になら
ぬと思ひます。ですから、そうい
う特性を考えた場合、国税と地方税間
における土地の財産評価を一本のもの
に統一する可能性はあるかないか、そ
ういふ点は一体どう考えていますか。

土地、主として農地は生産の重要な資
産であるかどうか、どう考えるのです
か。

○天野政府委員 農地はやはりそこか
らものを作っていくわけだから、生産
的な要素が非常に大きいと思ひます。
○芳賀委員 その場合、生産的な資産
であり、資本である。その場合、土地
から生産されたたえは収益に對し
て、土地が要求するその収益の分配率
というものは、大体どのくらいが妥当
であるか、これは非常に大事な点であ
る。大まかな点ではあるが、全部これ
は土地に帰属すべきものではないとい
ふと思ひますが、どのくらいが最高
の限界か、お調べになつた点があれば
お示し願ひたい。

○天野政府委員 やはり土地で生産を
するわけでございまして、ものによ
りましてはうんと収益のあるものもあ
ります、またものによりましてはそ
う収益のないものもあるかと思ひま
す。ケース・バイ・ケースで判断せざ
るを得ないと思ひます。
○芳賀委員 そうでなくて、これは大
勢として見れば、農地の場合は生産の
主体はやはり米麦等が中心になつてお
るわけ、一番有利性のあるものと
すれば、それは果樹とか野菜とか、特
定の場合は別ですが、全国的な一つの
趨勢としては、やはり食糧生産
に供される土地の収益というところにな
ると思ひます。大蔵省のあれによつ
ても、大体田の場合は一反歩十萬円
ですね。ですから十萬円の田を財産とし
て取得する場合に、とにかく十萬円の
資本がそこに投下されるわけ、年
一の資本の利回りにしても、この分で一
萬の資本の利回りがかかるといふこと

すると、一反歩から三石の米の収穫が
あつた場合には、一万一千円米価だと
すると、反当三萬三千円水田から粗収
入が上がるということになるわけ
です。しかし十萬円の資本がそこに投下
されておるから、まずその資本利子の
一万円を控除するといふことになれ
ば、残り二萬二千円といふことにな
らぬわけ、そういう中において、
農業を営営しておるいわゆる農業
従事者の自家労働であるとか、生産の
ための諸費用であるとか、そういう必
要な経費をすべて控除した場合は、十
萬円に對する一萬円の利子を天引きし
た場合には、純益はゼロといふ答へが
出てくるわけ、それほどに土地は
生産的な資本であるとしても、他産業
の場合と比較して収益性が非常に低
い。こういう特徴といふものをやはり
考へて、それを基本にして財産の評価
をしない、毎年売買価格が上がつて
おるから、貸賃価格に對して倍數を五
倍、千倍にしてもいいじゃないかとい
うこと、これは、特に土地の場合は誤り
があると思ひます。こういう点はや
はり政治家である天野さんとしても氣
づいておられると思ひますが、その
点はいかがですか。

○天野政府委員 非常にむずかしい御
質問でございますが、農産物の価格
も、上がつていくものもございま
す、合理化で増産されている面もある
わけ、また貸賃価格等も
ほかのいろいろな問題から勘案して倍
率も若干上がつてはいます、それによ
り、その上がつてはいます、収入
その他十分カバーできるような配慮
もしておるかと思ひます。また実際の

売買価格と賃貸価格の倍率の差というものは、事務当局が答弁申し上げておられますように、半分くらいのところをやっておりますのでございます。いろいろそういうバランスを見ながらやっておりますと思います。ただ無方針に倍率を上げていくということではないわけでございます。

○芳賀委員 そこで出席になっておる農地局にお尋ねしますが、最近における、ここ三カ年なら三カ年でいいのですが、農地の相続あるいは贈与等が毎年税制上は行なわれておりますが、実際の農地の移動の状況はどういうような趨勢であるか、あるいは農地を物件としての売買による移動の状況はどういうようになっておるか、あるいは農地の実際の価格は、農業の立場から見ると場合に、毎年のように、所得倍増計画以上のテンポで財産価値が一体高まっている趨勢にあるのかどうか、そういう点に対して農地局の方から説明をお願いします。

○丹羽説明員 まず第一点の農地の移動でございますが、現在農地法で農地の権利移動につきましては許可によってやっておりますので、許可という面からとらえますと、許可件数を最近三年間で申し上げますと、全体で、三十三年が六十一万件、三十四年が五十九万七千件、三十五年が六十万三千件、許可の対象になりました面積は、三十三年に八万五千町歩、三十四年に九万町歩、三十五年に九万七千町歩、このうち自作地の所有権の無償譲渡というのと有償譲渡というのがございます。有償譲渡というのがございまして、三十三年に四万八千町歩、三十四年に五万二千町

歩、三十五年に五万七千町歩、そういう数字に相なっております。それから農地の価格は実勢はどうかという第二の御質問であります。農地の価格については、昭和二十五年度に価格統制をはずしましてフリーでありましたので、現在は不動産研究所の調査によつてその趨勢をうかがっておりますわけですが、農地につきましては、三十三年には十六万五千円、三十四年には十七万四千円、三十五年には十八万六千円、三十六年には十九万四千円でございます。昭和二十六年から農地の価格統制を廃止いたしました時期におきましては、四割、五割という大幅な急激な増加をいたしました。三十三年から三十四年、一割七分、一割二分、九分、六分、四分というように、増加率そのものは低下しております。

○芳賀委員 次に、相続によつて、当然所有権の移動が起きるわけですが、相続を通じて、農地の所有形態がどういふふうに影響を受けておるか、相続が原因になって、細分化の方向に進んでおるか、実質的には、相続は均分相続であるけれども、所有権の面から見れば、それほど細分化が進んでいないという場合も当然あるわけですし、またあるいは贈与——所有者が生前に相続というのはいり得ないから、そういう場合は当然贈与の形ですが、贈与を通じて行なわれる農地の所有権の移動は、農家における分家のような場合が割合からいって非常に多いというふうにもわれわれは判断しておるわけですが、この両面から見てどういふことになっておるか。

○丹羽説明員 先ほど説明を落としましたのが、先ほどの自作地の無償譲渡の原因を分解いたしますと、全体でまず二万一千件ほどが無償譲渡の形式で行なわれておりますが、このうちで同一世帯内での生前贈与というのが七千八百件、新しく分家させるための贈与が五千件、すでに分家独立している者への贈与が九千九百件、他人への譲渡が二千二百六十件、こういう姿に相なっております。

なお、相続によります農地の分解といひますか、分散の問題につきましては、現在二つの調査がございまして、三十七年度におきましても一度重ねて全国的な調査をいたす予定にいたしておりますが、現在までの調査では現行民法によります均分相続が実行されておるケースはごくわずかでございまして、大部分は普通所有権の譲渡という形で農業を継続する人間に農地を渡すという形で現在大部分が進行している。今後だんだん個人的な思想なり経済の発展等が農民の自意識といひますか、そういうものが発達いたしますと、分解のおそれがあるわけですが、三十七年度から本格的な調査をやりますと同時に、相続法等につきましてももう少し検討を続けたい、こういう段階でございまして。

○芳賀委員 次に、お尋ねしたい点は、今、国会に農地法、農協法の改正法案が政府から出ておるわけですが、この中に重要な点としては、農業協同組合に農地の信託事業を行なわせるというふうな問題が出てきておるわけですが、今後自立経営農家を育成するということになれば、所有の形態がある程度経営可能となるまで所有拡大をや

るというところになるわけですが、そういう政策を通じての農地の所有拡大、所有の再編成的なものが期待されるといふことであれば、そういう場合に、農地の価格評価というものを、たとえば税制の面等からも、これを引き上げるといふ措置が、農地の所有拡大とか自立農家経営の促進というより見地から見た場合に、一体プラスになるかマイナスになるか、そういう点については、農林省としてどういふような見解を持っておるか。

○丹羽説明員 先ほど来のお話にございまして固定資産税の評価額、それから相続税の評価額、それから私が先ほど御説明申し上げました不動産研究所の価格、これとの間には非常に大きな差があるわけでございます。現実には動いておりますところの価格が、先ほど申し上げました十八、九万円でありまして、それでは基本問題の研究による答申におきましても、各種の評価をもう少し統一したかどうかという趣旨が、農林省内部の問題といひますか、基本問題自身の答申にも問題になったわけでございます。

さらにこれを税制の世界に限りまして、少なくとも統一したらいいではないかという御意見には、農林省は反対をいたしておらないわけですが、ただ、その委員会におきましていろいろ御議論がございました。農政専門家で、農政学者を通じて強く主張を申し上げ、かつ答申に取り入れられました問題は、資産でありますから時価で評価するという原則は別として、その評価の仕方におきまして、農地というものは、単純な財産ではないのではないか、

か、先ほど御指摘のございましたように、ものを作りだす生産手段である、単純に財産と見て、単純に財産評価をされては困るという立場で一貫をいたしたわけでございます。

そこで問題は、一体十九万とか十八万とかいう値段がどうして出るのだから問題から始まりまして、十九万とか十八万というより高い土地を買って農業が営めるのは、買い足しの一反歩であるがゆえに可能なのではないか。根っここの方の面積で先ほど御指摘の賃貸費なり共通経費が回収されまして、上の方の一反歩になりますと、それは共通経費を使わぬでいいから収益を高く見込むことができる。その高く見込んだ収益から十九万とか十八万という価格が形成されるのではないか、こういう立場に立ちまして、従つて、十九万とか十八万とかいう値段が即全部の日本の農地の資産価値として評価されては絶対困るということでございます。従つて、限界として一反歩の値段を根っこからの一反歩の値段に評価し直してもらいたい、そういう考えは少なくとも農業土地資産というものの特殊性として当然考えられてしかるべきではないか、こういう立場で、その考えは固定資産評価制度調査会でも取り入れられまして、先ほど自治省の方からお話ございましたように、限界収益とそれから全体の平均で考えた収益とのそれぞれの還元価格との比率でダウンさすべきではないか、そういう方向で、それでは具体的にそれをどういふふうにするかということが今後の作業に相なっております。

なお先ほど来の評価は、私どもも統一していただいた方が混乱がないのではないかと、ただ農政上の問題として、税金の問題は税率の問題として今後大いに申し上げ、内部でいろいろ相談のある際は、今申し上げましたような立場で御相談をしたいと思います。

○芳賀委員 ただいままで自治省並びに農林省からも見解が述べられたのですが、この三者を比較してみた場合、大蔵省の財産評価の態度は一番理論的根拠を欠いていると思いますが、主税局長はそう思いませんか。

○村山政府委員 何かの誤解だろうと思いますが、私が先ほど来申し上げているのも、ただいまの自治省あるいは農林省が言っていることと変わりございません。売買価格、取引価格を中心にするのが、その売買実例をとるときに、それがはたしてノーマルの売買価格を表わしているかという点には読みが要る。具体的読みと申しますのは、今言った限界収益とそれから平均収益との差額、その割合でその売買実例価格も読みかえて考えていくべきではなからうか、こういうことが固定資産評価制度調査会で統一の見解として出たわけでありませう。大蔵省もそれについては別に異論がないわけでありませう。

○芳賀委員 そこで、売買価格を中心にした時価主義というものは、とにかく全国で六百数十万歩の農地のうちの実際売買されておる移動農地というものは、これはほんとうに小部分なものです。それ以外のものを売買価格として取り上げ、それを時価主義の根拠とするところに大きな誤謬があると思ふが、先ほど農地局の管理部長が言わ

れた通り、相続税を通じて、実際は憲法や民法に基づいて遺産相続というものが行なわれれば、承継された農地の所有権の実態というものは、やはり農業というものは世襲的な性格を持っている関係もあって、所有がその細分化されておらないという点を見て、これは明らかであります。それから生前における贈与の形にしても、やはり同一の事業体の中であつて農業に携つて、十数年家族農業の中で次男坊や三男坊が協力してきた。それはやはり、その土地等を中心とした財産の維持のために彼らは貢献してきておるというところは論ずるまでもないと思ひます。ですから、そういう現状というものを十分考えた場合には、やはり農地というものは単に売買の対象となる物件とはいささか意味が違ひわけです。売ればこれだけになるじゃないかというところに、じゃ、毎年何百歩という農地を売りたいから買ってくれといったって、売買が成立できないと思ひます。最近の地方における傾向としては、大体農地を中心に処分して、とにかく財産を五百万ないし一千万以上のまとまった金にかえることができる場合には、一日も早く農業を放棄して他業に転じたいというふうな空気が非常に強いわけですね。土地から建物から全部売って一千万ぐらになれば、早く農業をやめてもう少し安定したというか、収益の高い、たとえば都会に出て下宿屋を作るとか、アパートを作るとか、そういうことで安定性のある職業に転換したいというふうな空気が非常に強い。しかしまとまって何歩の土地を売るなんというところになると、なかなか買手がないので

すね。まとまればまとまるほど取引価格が安くなる、そういう現象も生じておるわけですから、こういう実情を考へて、単にこれを資産税の面だけでどうしろというわけには参りませんが、これは、影響するところは、先ほども言われた固定資産税にまた及ぶというふうな相関関係もあるわけですから、財産の評価についてはやはり相当慎重な態度で、合理的な評価基準というものを設定する必要があるといふことはどのようない見解を持っていますか。

○村山政府委員 財産の評価の問題は、ほんとうにおつしやるようにむずかしい問題であり、それだけに慎重を期さねばならぬということには全く同感でございます。固定資産評価制度調査会におきまして三年間やつておりましたのが、その最初の一年は、取引価格によるべきか、あるいは収益価格によるべきか、各種の資産を全部洗い出してみまして、たとえば無収益資産についてはどうなるか。あるいは最近土地が非常に暴騰しておる。そこで普通の事業をやつて財産はほとんどないが、その土地の価格が上がつているのはどうか。あるいは個人の月給取りが自分で住宅を構えている、これは無収益であります。このときは一体どうするかの。農業については、これは生産手段じゃないか、こういうようなことがいろいろございまして、各国の評価制度をいろいろ参考にしたわけでございますが、そういう討論のあげく、現在の答申が出ているわけでございます。しかし、その結論によりまして、それにしても収益還元価格とい

うものは、それ自体が非常にむずかしい。また資本利子を幾らにきめるのか、この辺が非常に問題だ。少なくともマイナスのものが、現実には非常に高く売れるという結果にもなつてくる。だから、その調整は、税の固有のそれぞれの性格に応じて、税率その他の調整すべきであつて、評価はやはり客観的な取引価格を中心と考えるべきである。ただ農地のような場合には、現にある売買実例というものは、御指摘のように継ぎ足しの場合が多いので、それは平均的な経営面積の代表的な事例として充たれているわけでもない。いわば限界収益に対応する売買価格がそこに実現されておる。その売買実例価格の読み方については今後十分検討する必要があるといふことで、統一の見解が出たわけでございます。そういう意味で、われわれは今後こういう方針に従ひまして、地道に三年間一緒にやって、妥当な評価を求めたいといふふうに考えておるわけでございます。

先ほどもう一つお触れになりましたその資産の形成について、従業者は貢献しておるではないか——この問題は、まさに所得についても同じ問題があるわけでありませう。所得につきましても、家族従業者はそれぞれやはり親族でございませうから、相助け合つておるわけでございます。しかしその所得は、やはり経営者なら経営者の所得だといふように、私法の面では割り切つておるわけでございます。財産も、名義のあるものにつきましても、その名義者が所有者である。もちろん仮想であれば別であります。それが真実であれば、私法の段階ではそれが所有者であるといふことで、あらゆる権利関係はそれで割り切つておるわけでありませう。そこで、そういう点もあつて、かねて申し上げました専従者控除とか、いろいろな制度を考慮しているわけでありませう。またそういう点をにらみ合わせまして、相続人に対する基礎控除額を幾らにするかという点も、十分考えながらきめておるわけでありませう。ですから、そういう問題は、税には一つの技術的な限界がございませう。従ひまして、税制の体系の中にそういうものもだんだん考えて評価していくといふことでございませう。この点は、所得税につきましても全く同じでございます。基礎控除も扶養控除も、みんな一律にやっておりますわけでございます。やつておりますが、それら凡百の問題があるものを、おおよそこれで解決し得るものとして、基礎控除額を定め、扶養控除額をきめておるといふようなわけでございます。それぞれの情勢に応じてこれらの税制の仕組みを動かして参りたい、かように考えます。

○芳賀委員 基本的な問題については、いずれまた当委員会の税制小委員会等においても議論したいと思ひます。

次にお尋ねしたい点は、昭和三十五年度において、国税庁が資産税について、全国の大口納税者の実地調査の充実をやつた結果、大口納税者に対して相続税については件数で二五％、税額で一四二％、贈与税については、税額で一五九％、件数で一〇五％、という大きな成果を上げたということが述べられてありますが、一体大口納税者というのは、相続税等の場合にどのく

らしい段階以上をいうのか。特に今までは、大口に対しては比較的手ぬるい態度で臨んでおつたのを、これを当然の態度に改めた結果がこういふことになったのか、この点に対する問題が一点と、その次には、昭和三十六年度の財産評価基準については、三十五年に對して、都道府県の宅地の最高路線価については三三%引き上げ、田畑については一五%、山林原野に對しては二五%、評価基準の引き上げを行なつて、これを三十六年一月一日以降適用したといふことが出ておりますが、この二点に對してできるだけ詳しい説明をお願いします。

○村山政府委員 はなはだ具体的な問題で、今私は手元にておりました。それで、特に大口のものに對してそういう実績が出たといふのはよくわかりませんが、後刻調べまして御報告申し上げます。

○芳賀委員 国税庁の事業年度報告に載つておるのですよ。

○村山政府委員 きょう直税部長が参るはずでありましたが、ちょうど局長會議で失礼さして参つておりますので、また後刻御報告申し上げます。

○芳賀委員 長官が全国の局長會議で来れぬといふことですが、部長が資産税課長が来るといふことですが、来ておらなければいいです。村山さんからかわつて……

○村山政府委員 初めに申し忘れましたが、長官、直税部長がきょう最後の国税局長會議で失礼するから、お前よろしくやつてくれといふお話でございしましたが、どうも役に立ちませんので、後ほどまたよくお聞きしました上で資料を出したいと思ひます。

○芳賀委員 最後に自治省の方にお尋ねしますが、固定資産税の問題については先ほど詳細に述べられたわけですが、税率の問題ですね。現行法では標準税率が一・四%、制限が一・二です。

○大村説明員 仰せの通り、標準が一・四、制限が一・二であります。

○芳賀委員 制限の場合にもかつては二・五まで許容しておつたわけですが、私たちが見た場合、固定資産税の標準税率に對して制限税率の幅があまりに隔たりがあるといふことは、これは課税の公平の点から見て非常に問題があると思ひます。これは地方の団体の財政の実情によつてある程度弾力性を設けてあるといふふうには考えられるが、たとえば北海道等においては、従来も制限税率の満度まで課税するといふ扱いが大部分だったといふことは御存じの通りです。ですから、これはやはり地方税制の改正等を通じてできるだけの制限の幅を圧縮して、標準税率に基づく課税が行なわれるようにすべきでないかといふふうに考へるわけなんです。これは町村民税のいわゆる所得割の場合の本文方式、ただし書き方式の場合にもそういうことが言われるわけですが、こういう点については、今回の地方税の改正等についてどの程度配慮されておるか、お伺ひしたいと思います。

○大村説明員 固定資産税の税率につきましては、現在の形で固定資産税ができました昭和二十五年当時におきましては、標準が一・六、制限が三・〇でございました。三十三年度の改正によりまして標準が一・四、制限が二・五から二・一に引き下げられた。その

場合、北海道あるいは東北の山形県等におきまして、県内の市町村がほとんど制限一・二の二・五までとつてゐる。税法で制限を下げつばなしにした場合には、それらの市町村の財政運営が非常に混乱するのではないかと、この点を特に配慮していただきまして、差額につきまして国の元利補給のある特別債の発行を暫定的にお認め願つた、こういうふうな特別措置もあつた。講ずることによりまして、当時の制限税率を〇・四引き下げたといふことが実施されたわけでございます。そして今日に及んでおりますので、現在は先ほど申し上げましたように一・四と二・一という格好になっております。

今後の標準のあり方、あるいはこれに伴います制限税率のあり方につきましては、先ほど御説明申し上げました評価制度の改正の進行工程を見て、新しい標準を幾らにするか、またそれに應ずる制限をどうするかという点を今後きめさせていただきます。かように考へておるわけでございます。

なお、住民税におきましては、御指摘の通り本文方式の場合は大体標準税率の二倍の方でございまして、ただし書きの二方式に統一された機会に、標準税率といふふうな考え方をいたしてあります。これは標準税率よりは拘束力は弱いわけでありまして、別に制限といふものもないわけでありまして、標準税率を中心と考えながら市町村で税率を決定するといふ考え方でありまして、この標準税率の考え方は、これも数年前から用いられてゐるわけでございますが、ただし書きの市町村において標準税率を採用するものが逐次ふえてきております。完全に採用してありますものは、最近では三割強、それから一部標準税率に近づけてきておりますものがそのほかに四割ぐらゐりありますので、標準税率の制度のなかつたときと比べてみると、標準税率に設けられておる税率表に大多數の市町村が近づいてきておる、こういうふうな状況であります。本年度の改正におきましては、この標準税率につきまして低所得段階の税率の適用の緩和をはかるといふ改正を今度の国会に提出してゐるわけでありまして、また標準税率自体が低くなるということになりますれば、それにつれて、ただし書き市町村の税負担も逐次緩和される、こういうことにならうかと思ひます。ただその場合、固定資産税の制限税率を引き下げた場合に同様に、ただし書きの市町村といふものは一般に経済力、財政力の弱い市町村でございまして、交付税その他の計算において、それらの市町村の財政がやつていけるように財政措置もあわせて講ずる必要があるといふことで、本年度の交付税法の改正において、そういう点もできるだけ織り込むといふ点を配慮しておるわけであり

ます。

○小川委員長 芳賀委員の御質問中において指摘されました、農地の相続並びに贈与に對する課税の問題につきましては、引き続き税制及び税の執行に關する小委員会において御検討願ふことといたします。

これにて三案に對する質疑は終了いたしました。

○小川委員長 これより討論に入るの

であります。別に討論の申し出があ

りませんので、直ちに採決に入ること

といたします。

三案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。三案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認め

ます。よつて、三案はいずれも原案の通り可決いたしました。

ただいま議決いたしました三法律案に關する委員会報告書の作成等につきましては委員長の御一任願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認め

ます。よつて、さう決しました。

○小川委員長 国税通則法案を議題と

いたします。

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条—第三条)

第二節 国税の納付義務の承継等(第四条—第七条)

第三節 期間及び期限(第八条—第九条)

第四節 送達(第十条—第十二条)

第五節 人格のない社団等(第十三条—第十四条)

第二章 国税の納付義務の確定

第一節 通則(第十五条—第十六条)

第二節 申告納税方式による国税に係る税額等の確定

手続

第三節 申告納税方式による国税に係る税額等の確定

手続

第四節 申告納税方式による国税に係る税額等の確定

手続

第五節 申告納税方式による国税に係る税額等の確定

手続

第六節 申告納税方式による国税に係る税額等の確定

手続

第七節 申告納税方式による国税に係る税額等の確定

第一款 納税申告(第十七条第二十二条)

第二款 更正の請求(第二十三条)

第三款 更正又は決定(第二十四条第三十条)

第三章 賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続(第三十一条第三十三条)

第三章 国税の納付及び徴収

第一款 納税の徴収

第二款 納税の請求(第三十六条第三十九条)

第三款 滞納処分(第四十条)

第四款 納税の猶予及び担保

第一款 納税の猶予(第四十六条第四十九条)

第二款 担保(第五十条第五十五条)

第五章 国税の還付及び還付加算金(第五十六条第五十九条)

第六章 附帯税

第一款 延滞税及び利子税(第六十条第六十四条)

第二款 加算税(第六十五条第六十九条)

第七章 国税の更正、決定、徴収、還付等の期間制限

第一節 国税の更正、決定等の期間制限(第七十条第七十一条)

第二節 国税の徴収権の消滅時効(第七十二条第七十三条)

第三款 還付金等の消滅時効(第七十四条)

第八章 不服審査及び訴訟

第一款 不服審査

第二款 通則(第七十五条)

第三款 異議申立て(第七十六条第七十八条)

第四款 審査請求(第七十九条第八十一条)

第五款 雑則(第八十二条第八十五条)

第六款 訴訟(第八十六条第八十八条)

第九章 雑則(第八十九条第九十六条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

第一条 この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするともに、税務行政の公正な運営を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国税 国が課する税のうち関税、とん税及び特別とん税以外のものをいう。

二 源泉徴収等による国税 源泉徴収に係る所得税、有価証券取

引税法(昭和二十八年法律第二十二号)に規定する証券業者が同法の規定により徴収して納付すべき有価証券取引税及び通行税(これらの税に係る附帯税を除く。)をいう。

三 消費税 酒税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税、物品税、トランプ税及び入場税をいう。

四 附帯税 国税のうち延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいう。

五 納税者 国税に関する法律の規定により国税(源泉徴収等による国税を除く。)を納める義務がある者(国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)に規定する第二次納税義務者及び国税の保証人を除く。)及び源泉徴収等による国税を徴収して国に納付しなければならない者をいう。

六 納税申告書 申告納税方式による国税に關し国税に關する法律の規定により次に掲げるいずれかの事項その他当該事項に關し必要な事項を記載した申告書をいい、国税に關する法律の規定による国税の還付金(以下「還付金」という。)の還付を受けるための申告書でこれらのいずれかの事項を記載したものを含むものとする。ただし、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第三章第二節及び第三節(予定申告・予定納税額の更正及び修

正)の規定による申告書を除く。

イ 課税標準(国税に關する法律に課税標準額又は課税標準額の定めがある国税については、課税標準額又は課税標準額をいう。以下同じ。)

ロ 課税標準額から控除する金額(所得税法又は法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)に規定する純損失の金額若しくは雑損失の金額又は欠損金額で、これらの法律の規定により翌年度以後の事業年度分の所得の計算上繰り越して控除し、又は前年分若しくは前事業年度以前の事業年度分の所得につき繰戻して控除することができものの(以下「純損失等の金額」という。))

ニ 納付すべき税額

ホ 還付金の額に相当する税額(ニの税額の計算上控除する金額又は還付金の額の計算の基礎となる税額)

七 法定申告期限 国税に關する法律の規定により納税申告書を提出すべき期限をいう。ただし、法人税法第十八条第一項ただし書又は第二十一条第一項ただし書(決算が遅延した場合の申告期限の延長)の規定による納税申告書の提出期限を除く。

八 法定納期限 国税に關する法律の規定により国税を納付すべき期限(次に掲げる期限を除くものとし、国税に關する法律の規定により一定の事実が生じた

場合に直ちに徴収するものとされている賦課課税方式による国税については、当該事実の生じた日とする。)をいい、附帯税又は国税の滞納処分費については、その納付又は徴収の要因となつた国税の当該期限をいう。

イ 第三十五条第二項(期限後申告等による納付)の規定による納期限

ロ 第三十六条第二項(納税の告知)に規定する納期限

ハ 第三十八条第二項(繰上請求)に規定する繰上げに係る期限

ニ 所得税法、法人税法又は相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の規定による延納(以下「延納」という。)、第四十七条第一項(納税の猶予)に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に關する猶予に係る期限

九 課税期間 国税に關する法律の規定により国税の課税標準の計算の基礎となる期間をいう。

十 強制換領手続 滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破産手続をいう。

(他の国税に關する法律との関係)

第三条 この法律に規定する事項で他の国税に關する法律に別段の定めがあるものは、その定めるところによる。

第二節 国税の納付義務の承継等

第一類第五号 大蔵委員會議録第十五号

昭和三十一年二月二十七日

一九

(相続による国税の納付義務の承継)

第四条 相続(包括遺贈を含む。以下同じ)があつた場合には、相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)

又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百五十一条(相続財産法人)の法人は、その被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ)に課されるべき、又はその被相続人が納付し、若しくは徴収されるべき国税(その滞納処分を含む。第二章(国税の納付義務の確定、第三章第一節(国税の納付)、第六章(附帯税)及び第七章第一節(国税の更正、決定等の期間制限)を除き、以下同じ)を納める義務を承継する。この場合において、相続人が限定承認をしたときは、その相続人は、相続によつて得た財産の限度においてのみその国税を納付する責めに任ずる。

2 前項前段の場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人が同項前段の規定により承継する国税の額は、同項の国税の額を民法第九百条から第九百二条まで(法定相続分・代襲相続分・指定相続分)の規定によるその相続分によりあん分して計算した額とする。

3 前項の場合において、相続人のうちに相続によつて得た財産の価額が同項の規定により計算した国税の額をこえる者があるときは、その相続人は、そのこえる価額を限度として、他の相続人が前二項の規定により承継する国税を納付する責めに任ずる。

(法人の合併による国税の納付義務の承継)

第五条 法人が合併した場合に、合併後存続する法人又は合併により設立した法人(以下「合併法人」といふ)は、合併により消滅した法人(以下「被合併法人」といふ)に課されるべき、又は被合併法人が納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する。(国税の連帯納付義務についての民法の準用)

第六条 国税に関する法律の規定により国税を連帯して納付する義務については、民法第四百三十二条から第四百三十四条まで、第四百三十七條及び第四百三十九條から第四百四十四條まで(連帯債務の効力等)の規定を準用する。(共有物等に係る国税の連帯納付義務)

第七条 共有物、共同事業又は当該事業に属する財産に係る国税は、その納税者が連帯して納付する義務を負ふ。

第三節 期間及び期限
(期間の計算及び期限の特例)

第八条 国税に関する法律に定める期間の計算は、次に定めるところによる。

一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるとき、又は国税に関する法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。
二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、曆に従ふ。
三 前号の場合において、月又は年の始めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、最後の月にその相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

2 国税に関する法律に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出、通知、納付又は徴収に関する期限(時をもつて定める期限その他の政令で定める期限を除く。)が日曜日、国民の祝日その他一般の休日(以下「休日」といふ)に当たるときは、その休日の翌日をもつてその期限とみなす。

(災害等による期限の延長)
第九条 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該期限を延長することができる。

第四節 送達
(書類の送達)
第十条 国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類は、郵便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所(事務所及び事業所を含む。以下同じ)に送達する。ただし、その送達を受けるべき者に納税管理人があるときは、その住所又は居所に送達する。

2 通常の取扱による郵便によつて前項に規定する書類を送達した場合に、その郵便物は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

3 税務署長その他の行政機関の長は、前項に規定する場合に、その書類の名称、その送達を受けるべき者(第一項ただし書の場合にあつては、納税管理人以下この節において同じ)の氏名(法人については、名称。以下第十二条第二項(公示送達)において同じ)、あて先及び送達の日月日を確認するに足りる記録を作成して置かなければならない。

4 交付送達は、当該行政機関の職員が、第一項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行ない。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができ。

5 次の各号の一に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代へ、当該各号に掲げる行為により行なうことができる。
一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に会わなない場合、その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまのあつるものに書類を交付すること。
二 書類の送達を受けるべき者の他前号に規定する者が送達すべき場所にいらない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合、送達すべき場所に書類を差し置くこと。

(相続人に対する書類の送達の特例)

第十一条 相続があつた場合において、相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、国税に関する法律の規定に基づいて税務署長又は税関長が発する書類(滞納処分(その例による処分を含む)に関するものを除く)で被相続人の国税に関するものを受領する代表者をその相続人のうちから指定することができる。この場合において、その指定に係る相続人は、この旨を当該税務署長又は税関長に届け出なければならない。

2 前項前段の場合において、相続人のうちにその氏名が明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、同項の税務署長又は税関長は、相続人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者として、その指定をした税務署長又は税関長は、その旨をその指定に係る相続人に通知しなければならない。

3 第二項に定めるもののほか、第一項に規定する代表者の指定に關し必要な事項は、政令で定める。
4 被相続人の国税につき、その者の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした国税に関する法律に基づく処分で書類の送達を要するものは、その相続人の一人にその書類が送達された場合には、当該国税につきすべての相続人に對してされたものとみなす。

(公示送達)
第十二条 第十條(書類の送達)の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、税務署長その他の行政機関の長は、その送達に代えて公示送達をすることが出来る。

2 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び税務署長その他の行政機関の長がその書類をいつても送達を受けるべき者に交付する旨を当該行政機関の揭示場に揭示して行なう。

3 前項の場合において、揭示を始めた日から起算した七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

第五節 人格のない社団等
(人格のない社団等の地位)
第十三条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。)は、国税に関する法律の規定の適用については、法人とみなす。

(人格のない社団等に係る国税の納付義務の承継)
第十四条 法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継した場合に、その法人は、その人格のない社団等に課されるべき、又はその人格のない社団等が納付し、若しくは徴収されるべき国税(その承継が権利義務の一部についてされたときは、その国税の額にその承継の時にかけ

る人格のない社団等の財産のうち、にその法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算した額の国税)を納める義務を承継する。

第二章 国税の納付義務の確定
第一節 通則

(納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定)
第十五条 国税を納付する義務(源泉徴収等による国税については、これを徴収して国に納付する義務。以下「納税義務」という。)が成立した場合に、その成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税を除き、国税に関する法律の定める手續により、その国税についての納付すべき税額が確定されるものとする。

2 納税義務は、次の各号に掲げる国税(附帯税を除く。)については、当該各号に掲げる時(当該国税のうち政令で定めるものについては、政令で定める時)に成立する。
一 所得税(次号に掲げるものを除く。)(暦年の終了の時)
二 源泉徴収による所得税、利子、配当、給与、報酬、料金をその他源泉徴収すべきものとされている所得の支払の時
三 法人税 事業年度の終了の時
四 相続税 相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)による財産の取得の時
五 贈与税 贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)による財産の取得の時
六 消費税 課税物件の製造場からの移出又は保税地域(関税法

(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条(保税地域の種類)に規定する保税地域をいう。以下同じ)からの引取りの時(小売業者の小売した物品に課される物品税についてはその小売の時とし、入場税については入場料金の領収の時とする。)
七 有価証券取引税 有価証券の譲渡の時
八 通行税 運賃又は料金の領収の時
九 取引税 商品取引所における売買取引の時
3 納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税は、次に掲げる国税とする。
一 所得税法第三章(予定納税及び予定申告)の規定による予定納税に係る所得税
二 源泉徴収等による国税(所得税法第四十一条第二項(代位納付)の規定により納付すべき所得税を含む。)
三 印紙税その他納税義務の成立の際印紙をはることににより納付すべきものとされている国税(輸入される郵便物に係る消費税を除く。以下同じ。)
四 日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第三十一条二(発行税)の規定による発行税(以下「日本銀行券発行税」という。)
五 延滞税及び利子税
(国税についての納付すべき税額の確定の方式)
第十六条 国税についての納付すべき税額の確定の方式については、

次の各号に掲げるいずれかの方式によるものとし、これらの方式の内容は、当該各号に掲げるところによる。
一 申告納税方式 納付すべき税額が納税者の申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかった場合その他当該税額が税務署長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長の処分により確定する方式をいう。

二 賦課課税方式 納付すべき税額がもつぱら税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。
2 国税(前条第三項各号に掲げるものを除く。)についての納付すべき税額の確定が前項各号に掲げる方式のうちいずれの方式によりされるかは、次に定めるところによる。
一 納税義務が成立した場合において、納税者が、国税に関する法律の規定により、納付すべき税額を申告すべきものとされている国税 申告納税方式
二 前号に掲げる国税以外の国税 賦課課税方式
第二節 申告納税方式による国税に係る税額等の確定手續
第一款 納税申告
(期限内申告)
第十七条 申告納税方式による国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、納税申告書を法定申告期限までに税務署長に

提出しなければならない。
2 前項の規定により提出する納税申告書は、期限内申告書という。
(期限後申告)
第十八条 期限内申告書を提出すべきであつた者(所得税法に規定する損失申告書を提出することが出来る者)でその法定申告期限内に当該申告書を提出しなかつたもの及びこれらの者の相続人その他これらの者の財産に属する権利義務を包括して承継した者を含む。は、法定申告期限後においても、第二十五条(決定)の規定による決定があるまでは、納税申告書を税務署長に提出することが出来る。

2 前項の規定により提出する納税申告書は、期限後申告書という。
3 期限後申告書には、その申告に係る国税の期限内申告書に記載すべきものとされている事項を記載し、その期限内申告書に添付すべきものとされている書類があるとときは当該書類を添付しなければならない。
(修正申告)
第十九条 納税申告書を提出した者(その相続人その他当該提出した者の財産に属する権利義務を包括して承継した者を含む。以下第二十三条第一項(更正の請求)において同じ。は、次の各号の一に該当する場合に、その申告について第二十四条(更正)の規定による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等(第二条第六号イからハまで(定義)に掲げる事項をいう。以下同じ。))又は税額等(同号ニからヘまで)に掲げる事項をいう。以下同じ。を修正する納税申

提出しなかつたもの及びこれらの者の相続人その他これらの者の財産に属する権利義務を包括して承継した者を含む。は、法定申告期限後においても、第二十五条(決定)の規定による決定があるまでは、納税申告書を税務署長に提出することが出来る。
2 前項の規定により提出する納税申告書は、期限後申告書という。
3 期限後申告書には、その申告に係る国税の期限内申告書に記載すべきものとされている事項を記載し、その期限内申告書に添付すべきものとされている書類があるとときは当該書類を添付しなければならない。
(修正申告)
第十九条 納税申告書を提出した者(その相続人その他当該提出した者の財産に属する権利義務を包括して承継した者を含む。以下第二十三条第一項(更正の請求)において同じ。は、次の各号の一に該当する場合に、その申告について第二十四条(更正)の規定による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等(第二条第六号イからハまで(定義)に掲げる事項をいう。以下同じ。))又は税額等(同号ニからヘまで)に掲げる事項をいう。以下同じ。を修正する納税申

告書を税務署長に提出することができる。

一 先の納税申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に不足額があるとき。

二 先の納税申告書に記載した純損失等の金額が過大であるとき。

三 先の納税申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過大であるとき。

四 先の納税申告書に当該申告書の提出により納付すべき税額を記載しなかつた場合において、その納付すべき税額があるとき。

2 第二十四条から第二十六条まで(更正・決定)の規定による更正又は決定を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、その更正又は決定について同条の規定による更正があるまでは、その更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

一 その更正又は決定により納付すべきものとしてその更正又は決定に係る更正通知書又は決定通知書に記載された税額に不足額があるとき。

二 その更正に係る更正通知書に記載された純損失等の金額が過大であるとき。

三 その更正又は決定に係る更正通知書又は決定通知書に記載された還付金の額に相当する税額が過大であるとき。

四 納付すべき税額がない旨の更正を受けた場合において、納付すべき税額があるとき。

3 前二項の規定により提出する納

税申告書は、修正申告書という。修正申告書には、次に掲げる事項を記載し、その申告に係る国税の期限内申告書に添付すべきものとされている書類があるときは当該書類に記載すべき事項のうちその申告に係るものを記載した書類を添附しなければならない。

一 その申告前の課税標準等及び税額等

二 その申告後の課税標準等及び税額等

三 その申告に係る次に掲げる金額

イ その申告前の納付すべき税額がその申告により増加するときは、その増加する部分の税額

ロ その申告前の還付金の額に相当する税額がその申告により減少するときは、その減少する部分の税額

ハ 所得税法第三十六条第四項(純損失の繰戻しによる還付)(同法第三十六条の二第二項(外国税額控除額の還付)において準用する場合を含む。)又は法人税法第二十六条の四第四項(欠損の繰戻しによる還付)の規定により還付する金額(以下「純損失の繰戻し等による還付金額」という。)に係る第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうちロに掲げる税額に対応する部分の金額

四 前三号に掲げるもののほか、当該期限内申告書に記載すべきものとされている事項でその申

告に係るものその他参考となるべき事項

(修正申告の効力)

第二十条 修正申告で既に確定した納付すべき税額を増加させるもの

の提出は、既に確定した納付すべき税額に係る部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

(納税申告書の提出先等)

第二十一条 納税申告書は、その提出の際におけるその国税の納税地(以下この条において「現在の納税地」という。)を所轄する税務署長に提出しなければならない。

2 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る納税申告書については、当該申告書に係る課税期間が開始した時(課税期間のない国税については、その納税義務の成立の時)以後にその納税地に異動があつた場合において、納税者が当該異動に係る納税地を所轄する税務署長で現在の納税地を所轄する税務署長以外のものでない当該申告書を提出したときは、その提出を受けた税務署長は、当該申告書を受

理することができる。この場合において、当該申告書は、現在の納税地を所轄する税務署長に提出されたものとみなす。

3 前項の納税申告書を受理した税務署長は、当該申告書を現在の納税地を所轄する税務署長に送付し、かつ、その旨をその提出をした者に通知しなければならない。

(郵送に係る納税申告書の提出時期)

第二十二条 納税申告書(当該申告書に添附すべき書類その他当該申

告書の提出に関連して提出するものとされている書類を含む。)が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日(その表示がないときは、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物について通常要する郵送日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日)にその提出がされたものとみなす。

第二款 更正の請求

第二十三条 納税申告書を提出した者は、次の各号の一に該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限(法人税法第十八条第一項ただし書又は第二十一条第一項ただし書(決算が遅延した場合の申告期限の延長)の規定による納税申告書については、その提出期限)から一月以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき次条の規定による更正をすべき旨の請求をすることができる。

一 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかったことは又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大であるとき。

二 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額が過少であるとき、又は当該申告書に純損失等の金額を記載しなかつたとき。

三 第一号に規定する理由によ

り、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少であるとき、又は当該申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかつたとき。

2 前項の規定による更正の請求(以下「更正の請求」という。)をしようとする者は、同項の申告に係る課税標準等又は税額等、更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、次条の規定による更正をし、又はその更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

4 更正の請求があつた場合においても、税務署長は、その請求に係る納税申告書の提出により納付すべき国税(その滞納処分費を含む。以下この項において同じ。)の徴収を猶予しない。ただし、税務署長において相当の理由があると認めるときは、その国税の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

5 前二条の規定は、更正の請求について準用する。

第三款 更正又は決定

第二十四条 税務署長は、納税申告書の提出があつた場合において、その納税申告書に記載された課税

標準等又は税額等、更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、次条の規定による更正をし、又はその更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

4 更正の請求があつた場合においても、税務署長は、その請求に係る納税申告書の提出により納付すべき国税(その滞納処分費を含む。以下この項において同じ。)の徴収を猶予しない。ただし、税務署長において相当の理由があると認めるときは、その国税の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

5 前二条の規定は、更正の請求について準用する。

第三款 更正又は決定

(更正)

第二十四条 税務署長は、納税申告書の提出があつた場合において、その納税申告書に記載された課税

標準等又は税額等の計算が国税に
関する法律の規定に従つていなか
つたとき、その他当該課税標準等
又は税額等がその調査したところ
と異なるときは、その調査によ
り、当該申告書に係る課税標準等
又は税額等を更正する。

通知書又は決定通知書を送達して
行なう。
2 更正通知書には、次に掲げる事
項を記載しなければならない。こ
の場合において、その更正が前条
の調査に基づくものであるとき
は、その旨を附記しなければならない。

第二十五条 税務署長は、納税申告
書を提出する義務があると認めら
れる者が当該申告書を提出しなかつた
場合には、その調査により、
当該申告書に係る課税標準等及び
税額等を決定する。ただし、決定
により納付すべき税額及び還付金
の額に相当する税額が生じないこ
ときは、この限りでない。

一 その更正前の課税標準等及び
税額等
二 その更正後の課税標準等及び
税額等
三 その更正に係る次に掲げる金
額
イ その更正前の納付すべき税
額がその更正により増加する
ときは、その増加する部分の
税額
ロ その更正前の還付金の額に
相当する税額がその更正によ
り減少するときは、その減少
する部分の税額
ハ 純損失の繰戻し等による還
付金額に係る第五十八条第一
項(還付加算金)に規定する還
付加算金があるときは、その
還付加算金のうちロに掲げる
税額に対応する部分の金額
ニ その更正前の納付すべき税
額がその更正により減少する
ときは、その減少する部分の
税額

(再更正)
第二十六条 税務署長は、前二条又
はこの条の規定による更正又は決
定をした後、その更正又は決定を
した課税標準等又は税額等が過大
又は過少であることを知つたとき
は、その調査により当該更正又は
決定に係る課税標準等又は税額等
を更正する。

ホ その更正前の還付金の額に
相当する税額がその更正によ
り増加するときは、その増加
する部分の税額
決定通知書には、その決定に係
る課税標準等及び税額等を記載し
なければならない。この場合にお

(国税庁又は国税局の職員の調査
に基づく更正又は決定)
第二十七条 前三条の場合におい
て、国税庁又は国税局の当該職員の
調査があつたときは、税務署長
は、当該調査したところに基づ
き、これらの規定による更正又は
決定をすることができる。

3 更正又は決定の手続
第二十八条 第二十四条から第二十
六条まで(更正・決定)の規定によ
る更正又は決定(以下「更正又は決
定」という。)は、税務署長が更正

第一類第五号 大蔵委員会議録第十五号
昭和三十七年二月二十七日

いて、その決定が前条の調査に基
づくものであるときは、その旨を
附記しなければならない。
(更正等の効力)
第二十九条 第二十四条(更正)又は
第二十六条(再更正)の規定による
更正(以下「更正」という。)で既に
確定した納付すべき税額を増加さ
せるものは、既に確定した納付す
べき税額に係る部分の国税につい
ての納税義務に影響を及ぼさな
い。

2 既に確定した納付すべき税額を
減少させる更正は、その更正によ
り減少した税額に係る部分以外の
部分の国税についての納税義務に
影響を及ぼさない。
3 更正又は決定を取り消す処分又
は判決は、その処分又は判決によ
り減少した税額に係る部分以外の
部分の国税についての納税義務に
影響を及ぼさない。
(更正又は決定の所轄庁)
第三十条 更正又は決定は、これら
の処分をする際におけるその国税
の納税地(以下この条において「現
在の納税地」という。)を所轄する
税務署長が行なう。

2 所得税、法人税、相続税又は贈
与税については、これらの国税の
課税期間が開始した時(課税期間
のない国税については、その納税
義務の成立の時)以後にその納税
地に異動があつた場合において、
その異動に係る納税地で現在の納
税地以外のもの(以下この項にお
いて「旧納税地」という。)を所轄す
る税務署長においてその異動の事
実が知れず、又はその異動後の納
税地が判明せず、かつ、その知れ
ないこと又は判明しないことにつ
きやむを得ない事情があるとき
は、その旧納税地を所轄する税務
署長は、前項の規定にかかわら
ず、これらの国税について更正又
は決定をすることができる。
3 前二項に規定する税務署長は、
更正又は決定をした後、当該更正
又は決定に係る国税につき既に適
法に、他の税務署長に対し納税申
告書が提出され、又は他の税務署
長が決定をしていいたため、当該更
正又は決定をすべきでなかつたも
のであることを知つた場合には、
遅滞なく、当該更正又は決定を取
り消さなければならない。
第三節 賦課課税方式によ
る国税に係る税額等
の確定手続
(課税標準申告)
第三十一条 賦課課税方式による国
税の納税者は、国税に関する法律
の定めるところにより、その国税
の課税標準を記載した申告書をそ
の提出期限までに税務署長に提出
しなければならない。

2 第二十一条第一項(納税申告書
の提出先)及び第二十二條(郵送に
係る納税申告書の提出時期)の規
定は、前項の申告書(以下「課税標
準申告書」という。)について準用
する。
(賦課決定)
第三十二条 税務署長は、賦課課税
方式による国税については、その
調査により、課税標準申告書を提
出すべき期限(課税標準申告書の
提出を要しない国税については、
その納税義務の成立の時)後に、次
の各号の区分に応じ、当該各号に
掲げる事項を決定する。
一 課税標準申告書の提出があつた
場合において、当該申告書に
記載された課税標準が税務署長
の調査したところと同じである
とき、納付すべき税額
二 課税標準申告書を提出すべき
ものとされている国税につき当
該申告書の提出がないとき、又
は当該申告書の提出があつた場
合において、当該申告書に記載
された課税標準が税務署長の調
査したところと異なるとき、
課税標準及び納付すべき税額
三 課税標準申告書の提出を要し
ないとき、課税標準及び納付
すべき税額
2 税務署長は、前項又はこの項に
よる決定をした後、その決定をし
た課税標準(前項第一号に掲げる
場合にあつては、同号の課税標準
申告書に記載された課税標準)又
は納付すべき税額が過大又は過少
であることを知つたときは、その
調査により、当該決定に係る課税
標準及び納付すべき税額を変更す
る決定をする。
3 第一項の規定による決定は、税
務署長がその決定に係る課税標準
及び納付すべき税額を記載した賦課
決定通知書(第一項第一号に掲げ
る場合にあつては、納税告知書)
を送達して行なう。
4 第二項の規定による決定は、税
務署長が次に掲げる事項を記載し
た賦課決定通知書を送達して行な
う。

- 一 その決定前の課税標準及び納付すべき税額
 - 二 その決定後の課税標準及び納付すべき税額
 - 三 その決定前の納付すべき税額がその決定により増加し、又は減少するときは、その増加し、又は減少する納付すべき税額
 - 五 第二十七条(国税庁又は国税局の職員の調査に基づく更正又は決定)、第二十八条第三項後段(決定通知書の附記事項)及び第二十九条(更正等の効力)の規定は、第一項又は第二項の規定による決定(以下「賦課決定」といふ。)について準用する。
- (賦課決定の所轄庁)
- 第三十三条 賦課決定は、その賦課決定の際におけるその国税の納税地(以下この条において「現在の納税地」といふ。)を所轄する税務署長が行なう。
- 2 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る第六十九条(加算税の税目)に規定する加算税については、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる税務署長は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する更正若しくは決定又は期限後申告書若しくは修正申告書の提出により納付すべき国税に係る当該加算税についての賦課決定をすることができ、
- 一 第三十条第二項(更正又は決定の所轄庁の特例)の更正又は決定があつたとき。当該更正又は決定をした税務署長
 - 二 更正若しくは第二十五条(決定)の規定による決定で前号に

- 規定するものの以外のもので又は期限後申告書若しくは修正申告書の提出(第二十一条第二項(納税申告書の提出先の特例)の規定に該当する場合にあつては、同条第三項の規定により当該申告書の送付)があつた後に当該国税の納税地に異動があつた場合において、その異動に係る納税地が現在の納税地以外のもの(以下この号において「旧納税地」といふ。)を所轄する税務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納税地が判明せず、かつ、その知れないこと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるとき。
- 旧納税地を所轄する税務署長は、保稅地域からの引取りに係る消費税その他政令で定める消費税についての賦課決定は、第一項の規定にかかわらず、その保稅地域(当該政令で定める消費税については、政令で定める場所)の所在地の所轄税関長が行なう。この場合においては、前二条の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは「税関長」と、前条第一項第二号及び第三号、第二項、第三項並びに第四項第一号及び第二号中「納付すべき税額」とあるのは「税額等」とする。
- 第三章 国税の納付及び徴収
- 第一節 国税の納付
- (納付の手続)
- 第三十四条 国税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書(納税告知書の送達を受けた場合には、納税告知書)を添

- えて、これを日本銀行(国税の収納を行なう代理店を含む。)、郵便局又はその国税の収納を行なう税務署の職員に納付しなればならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律(大正五年法律第十号)の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。
- 2 印紙で納付すべきものとされている国税は、前項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、その税額に相当する印紙をはるることにより納付するものとする。
 - 3 物納の許可があつた国税は、第一項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、物納をすることができ、(申告納税方式による国税等の納付)
- 第三十五条 期限内申告書を提出した者は、国税に関する法律に定めるところにより、当該申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に相当する国税をその法定納期限(延納に係る国税については、その延納に係る納期限)までに国に納付しなければならぬ。

- 定める納期限)までに国に納付しなればならない。
- 一 期限後申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額又は修正申告書に記載した第十九条第四項第三号(修正申告により納付すべき税額)に掲げる金額(その修正申告書の提出により納付すべき税額が新たにあらることとなつた場合には、当該納付すべき税額)その期限後申告書又は修正申告書を提出した日
 - 二 更正通知書に記載された第二十八條第二項第三号イからハまで(更正により納付すべき税額)に掲げる金額(その更正により納付すべき税額が新たにあらることとなつた場合には、当該納付すべき税額)又は決定通知書に記載された納付すべき税額、その更正通知書又は決定通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日
 - 3 過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税(第六十八條第一項又は第二項(申告納税方式による国税の重加算税)の規定によるものに限る。以下この項において同じ。)に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日まで納付しなければならぬ。
- 第二節 国税の徴収
- 第一款 納税の請求

- (納税の告知)
- 第三十六条 税務署長は、国税に関する法律の規定により次に掲げる国税(その滞納処分費を除く。以下次条において同じ。)を徴収しようとするときは、納税の告知をしなればならない。
- 一 賦課課税方式による国税(過少申告加算税、無申告加算税及び前条第三項に規定する重加算税を除く。)
 - 二 源泉徴収等による国税でその法定納期限までに納付されなかつたもの
 - 三 納税義務の成立の際印紙をはるることにより納付すべきものとされている国税(印紙税を除く。)
- 四 日本銀行券発行税
- 2 前項の規定による納税の告知は、税務署長が、政令で定めるところにより、納付すべき税額、納期限及び納付場所を記載した納税告知書を送達して行なう。ただし、担保として提供された金銭をもつて消費税を納付させる場合その他政令で定める場合には、納税告知書の送達に代え、当該職員に口頭で当該告知をさせることができる。
- (督促)
- 第三十七条 納税者がその国税を第三十五条(申告納税方式による国税の納付)又は前条第二項の納期限(所得税法第三章(予定納税及び予定申告)の規定により納付すべき所得税については、同章に規定する納期限とし、延滞税及び利子

税については、その計算の基礎となる国税のこれらの納期限とする。

以下「納期限」という。までに完納しない場合には、税務署長は、その国税が次に掲げる国税である場合を除き、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならない。

一 次条第一項若しくは第三項又は国税徴収法第五十九条（保全差押）の規定の適用を受けた国税

二 国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている国税

2 前項の督促状は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その国税の納期限から二十日以内に発するものとする。

3 第一項の督促をする場合において、その督促に係る国税についての延滞税又は利子税があるときは、その延滞税又は利子税につき、あわせて督促しなければならない。（繰上請求）

第三十八条 税務署長は、次の各号の一に該当する場合において、納付すべき税額の確定した国税でその納期限までに完納されないことを認められるものがあるときは、その納期限を繰り上げ、その納付を請求することができる。

一 納税者の財産につき強制換入手続が開始されたとき。
二 納税者が死亡した場合において、その相続人が限定承認をしたとき。

三 法人である納税者が解散したとき。

四 納税者が納税管理人を定めないうでこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるとき。

五 納税者が偽りその他の不正の行為により国税を免れ、若しくは免れようとし、若しくは国税の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められるとき、又は納税者が国税の滞納処分を執行を免れ、若しくは免れようとしたと認められるとき。

2 前項の規定による請求は、税務署長が、納付すべき税額、その繰上げに係る期限及び納付場所を記載した繰上請求書（源泉徴収等による国税で納税の告知がされていないものについて同項の規定による請求をする場合には、当該請求をする旨を附記した納税告知書）を送達して行なう。

3 第一項各号の一に該当する場合において、納税義務の成立した国税（納付すべき税額が確定したものを除く。）でその確定後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるものがあるときは、税務署長は、その国税の法定申告期限（課税標準申告書の提出期限を含む。）前に、その確定すると見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するため、あらかじめ、滞納処分を執行することを要すると認める金額を決定することができる。この場合においては、その税務署の当該職員は、

その金額を限度として、直ちにその者の財産を差し押さえることができる。

4 国税徴収法第五十九条第二項から第十一項まで（保全差押）の規定は、前項の決定があつた場合について準用する。

（強制換手の場合の消費税の徴収の特例）

第三十九条 税務署長は、消費税の課される物品が強制換手手続により換価された場合において、国税に関する法律の規定によりその物品につき消費税（その滞納処分費を含む。以下この項、次項及び第四十三条第一項（国税の徴収の所轄庁）において同じ。）の納税義務が成立するときは、その売却代金のうちからその消費税を徴収することができる。

2 税務署長は、前項の規定により消費税を徴収するときは、あらかじめその執行機関（国税徴収法第二条（用語の定義）に規定する執行機関をいう。以下同じ。）及び納税者に対し、同項の規定により徴収すべき税額その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前項の通知があつた場合において、第一項の換価がされたときは、その納税者につきその通知に係る税額に相当する消費税が第二十五条（決定）の規定による決定により確定されたものとみなし、その執行機関に対する通知は、国税徴収法に規定する交付要求（以下「交付要求」という。）とみなす。

第二款 滞納処分

（滞納処分）

第四十条 税務署長は、第三十七条（督促）の規定による督促に係る国税がその督促状を發した日から起算して十日を経過した日までに完納されない場合、第三十八条第一項（繰上請求）の規定による請求に係る国税がその請求に係る期限までに完納されない場合その他国税徴収法に定める場合には、同法その他の法律の規定により滞納処分を行なう。

第三節 雑則

（第三者の納付及びその代位）

第四十一条 国税は、これを納付すべき者のために第三者が納付することができる。

2 国税の納付について正当な利益を有する第三者又は国税を納付すべき者の同意を得た第三者が国税を納付すべき者に代わつてこれを納付した場合において、その国税を担保するため抵当権（根抵当であるものを除く。）が設定されているときは、これらの者は、その納付により、その抵当権につき国に代位することができる。

3 前項の場合において、第三者が同項の国税の一部を納付したときは、その残余の国税は、同項の規定による代位に係る第三者の債権に先だつて徴収する。

（債権者の代位及び詐害行為の取消し）

第四十二条 民法第四百二十三条（債権者の代位）及び第四百二十四条（詐害行為の取消し）の規定は、国税の徴収に関して準用する。

（国税の徴収の所轄庁）

第四十三条 国税の徴収は、その徴収に係る処分の際におけるその国税の納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長が行なう。ただし、保稅地域からの引取りに係る消費税その他政令で定める消費税については、その保稅地域（当該政令で定める消費地）は、政令で定める場所の所在地を所轄する税関長が行なう。

2 所得税、法人税、相続税又は贈与税については、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる税務署長は、前項本文の規定にかかわらず、当該各号に規定する国税について徴収に係る処分をすることができる。

一 第三十条第二項（更正又は決定の特例）の更正又は決定は決定（当該更正又は決定により納付すべき税額に係る第六十九条（加算税の税目）に規定する加算税の賦課決定を含む。）又は第三十三条第二項第二号（賦課決定の特例）の賦課決定があつた場合において、これらの処分に係る国税につき、これらの処分をした後においても引き続きこれらの項に規定する事由があるとき。当該処分をした税務署長

二 これらの国税につき納付すべき税額が確定した時以後にその納税地に異動があつた場合において、その異動に係る納税地である現在の納税地以外のもの（以下この号において「旧納税地」とい

る。)を所轄する税務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納税地が判明せず、かつ、その知れないこと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるとき。 旧納税地を所轄する税務署長

3 国税局長は、必要があると認めるときは、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長からその徴収する国税について徴収の引継ぎを受けることができる。

4 前項の規定により徴収の引継ぎがあつたときは、その引継ぎを受けた国税局長は、遅滞なく、その旨をその国税を納付すべき者に通知するものとする。

(更生就労等が開始した場合の徴収の所轄庁の特例)

第四十四条 株式会社について更生手続又は企業担保権の実行手続の開始があつた場合には、当該会社の国税を徴収することができる国税局長、税務署長又は税関長は、当該会社の本店(外国に本店を有する株式会社については、この法律の施行地内にある主たる営業所。以下この項において同じ。)の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税関長に対し、その徴収することができる国税の徴収の引継ぎをすることができ、ただし、更生事件がその本店以外の営業所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送されたときは、その地方裁判所の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税関長に徴収の引継ぎをすることができ

2 前条第四項の規定は、前項の規定により徴収の引継ぎがあつた場合について準用する。

(国税局長又は税関長が徴収する場合の読替規定)

第四十五条 第四十三条第一項ただし書(税関長による徴収)の規定により税関長が徴収する場合若しくは前条第一項の規定により税関長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第四十三条第三項(徴収の引継ぎ)若しくは前条第一項の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合におけるこの章(第三十八条第三項(繰上保全差押)、第三十九条(強制換領の場合の消費税の徴収の特例)及びこの節を除く。)の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、それぞれ「税関長」若しくは「税関」又は「国税局長」若しくは「国税局」とする。

第四章 納税の猶予及び担保

第一節 納税の猶予

(納税の猶予の要件等)

第四十六条 国税局長又は税務署長は、震災、風水害、落雷、火災その他これらの類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後一年以内に納付すべき国税で次に掲げるものがあるときは、政令で定めるところにより、その災害のやんだ日から二月以内にされたその者の申請に基づき、その納期限(納税の告知がされてない源泉徴収等による国税については、その法定納期限)から一年以内の期間(第二号

に掲げる国税については、政令で定める期間)を限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予することができる。

一 その災害のやんだ日(源泉徴収等による国税並びに申告納税方式による有価証券取引税及び消費税については、その日の属する月の末日)以前に納税義務の成立した国税(政令で定めるものを除く。)でその納期限(納税の告知がされてない源泉徴収等による国税については、その法定納期限)がその損失を受けた日以後に到来するもののうちその申請の日以前に納付すべき税額の確定したものを

二 所得税法第三章(予定納税及び予定申告)の規定による予定納税又は予定申告に係る所得税その他政令で定める国税でその納期限がその損失を受けた日以後に到来するものを

2 税務署長(第四十三条第一項ただし書若しくは第三項又は第四十四条第一項(国税の徴収の所轄庁)の規定により税関長又は税関局長が国税の徴収を行なう場合には、その税関長又は税関局長。以下この章において「税務署長等」といふ。)は、次の各号の一に該当する事実がある場合(前項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、その該当する事実に基づき、納税者がその国税を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができな

い認められる金額を限度として、納税者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納税を猶予することができる。

一 申告納税方式による国税(その附帯税を含む。)その法定申告期限から一年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合における当該確定した部分の税額

二 賦課課税方式による国税(その延滞税を含む。第六十九条(加算税の税目)に規定する加算税を除く。)その課税標準申告書の提出期限(当該申告書の提出を要しない国税については、その納税義務の成立の日)から一年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合における当該確定した部分の税額

二 源泉徴収等による国税(その附帯税を含む。)その法定納期限から一年を経過した日以後に納税告知書の送達があつた場合における当該告知書に記載された納付すべき税額

4 前二項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る金額を適宜分割し、その分割した金額ごとに猶予期間を定めることを妨げない。

5 税務署長等は、第二項又は第三項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が五万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

6 税務署長等は、前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る国税につき滞納処分により差し押えた財産があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。

7 税務署長等は、第一項又は第三項の規定により納税の猶予をした

二 賦課課税方式による国税(その延滞税を含む。第六十九条(加算税の税目)に規定する加算税を除く。)その課税標準申告書の提出期限(当該申告書の提出を要しない国税については、その納税義務の成立の日)から一年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合における当該確定した部分の税額

二 源泉徴収等による国税(その附帯税を含む。)その法定納期限から一年を経過した日以後に納税告知書の送達があつた場合における当該告知書に記載された納付すべき税額

4 前二項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る金額を適宜分割し、その分割した金額ごとに猶予期間を定めることを妨げない。

5 税務署長等は、第二項又は第三項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が五万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につきこれらの規定により納税の猶予をした期間をあわせて二年をこえることができない。

(納税の猶予の通知等)

第四十七条 税務署長等は、前条の規定による納税の猶予(以下「納税の猶予」という。)をし、又はその猶予の期間を延長したときは、その旨、猶予に係る金額、猶予期間その他必要な事項を納税者に通知しなければならない。

2 税務署長等は、前条第一項から第三項まで又は第七項の申請がされた場合において、納税の猶予又はその猶予の延長を認めないときは、その旨を納税者に通知しなければならない。

(納税の猶予の効果)

第四十八条 税務署長等は、納税の猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る金額に相当する国税につき、新たに督促及び滞納処分(交付要求を除く。)をすることができない。

2 税務署長等は、納税の猶予をした場合において、その猶予に係る国税につき既に滞納処分により差し押えた財産があるときは、その猶予を受けた者の申請に基づき、その差し押えを解除することができ

3 税務署長等は、納税の猶予をした場合において、その猶予に係る国税につき差し押えた財産のうち天然果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しくは国税徴収法第七十二条第一項(特許権等の差押手続)に規定する無体財産権等があるときは、第一項の規定にかかわらず、その取得した天然果実又は同条第一項に規定する第三債務者等から給付を受けた財産で金銭以外のものにつき滞納処分を執行し、その財産に係る同法第二百二十九条第一項(配当の原則)に規定する換価代金等をその猶予に係る国税に充てることができる。

4 前項の場合において、同項の第三債務者等から給付を受けた財産のうち金銭があるときは、第一項の規定にかかわらず、当該金銭をその猶予に係る国税に充てることができる。

(納税の猶予の取消)

第四十九条 納税の猶予を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、税務署長等は、その猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮することができる。

一 第三十八条第一項各号(繰上請求)の一に該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る国税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

二 第四十六条第四項(猶予税額の分納)の規定により分割した金額ごとに定められた猶予期間内にその金額に相当する国税を納付しないとき。

三 その猶予に係る国税につき提供された担保について税務署長等が第五十一条第一項(担保の変更等)の規定によつてした命令に応じないとき。

四 前三号に掲げる場合を除き、その者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

2 税務署長等は、前項の規定により納税の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮する場合には、第三十八条第一項各号の一に該当する事実があるときを除き、あらかじめ、その猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。

3 税務署長等は、第一項の規定により納税の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮したときは、その旨を納税者に通知しなければならない。

第二節 担保

(担保の種類)

第五十条 国税に関する法律の規定により提供される担保の種類は、次に掲げるものとする。

一 国債及び地方債

二 社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券で税務署長等(国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条に

おいて同じ。)が確実と認めるもの

三 土地

四 建物、立木及び登記される船舶並びに登録を受けた飛行機、回転翼航空機及び自動車並びに登録を受けた建設機械で、保険に附したものの

五 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団

六 税務署長等が確実と認める保証人の保証

七 金銭

(担保の変更等)
第五十一条 税務署長等は、国税につき担保の提供があつた場合において、その担保として提供された財産の価額又は保証人の資力の減少その他の理由によりその国税の納付を担保することができないと認めるときは、その担保を提供した者に対し、増担保の提供、保証人の変更その他の担保を確保するため必要な行為をすべきことを命ずることができる。

2 国税について担保を提供した者は、税務署長等の承認を受けて、その担保を変更することができる。

3 国税の担保として金銭を提供した者は、政令で定めるところにより、その金銭をもつてその国税の納付に充てることができる。

(担保の処分)

第五十二条 税務署長等は、担保の提供されている国税がその納期限(第三十八条第二項(繰上請求)に

規定する繰上げに係る期限及び納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限を含む。以下次条及び第六十三条第二項(延滞税の免除)において同じ。)までに完納されないとき、又は担保の提供がされている国税についての延納、納税の猶予若しくは徴収若しくは滞納処分に関する猶予を取り消したときは、その担保として提供された金銭をその国税に充て、若しくはその提供された金銭以外の財産を滞納処分の例により処分してその国税及び当該財産の処分費に充て、又は保証人にその国税を納付させる。

2 税務署長等は、前項の規定により保証人に同項の国税を納付させる場合には、政令で定めるところにより、その者に対し、納付させる金額、納付の期限、納付場所その他必要な事項を記載した納付通知書による告知をしなければならない。この場合においては、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に対し、その旨を通知しなければならない。

3 保証人がその国税を前項の納付の期限までに完納しない場合には、税務署長等は、第六項において準用する第三十八条第一項の規定により納付させる場合を除き、その者に対し、納付催告書によりその納付を督促しなければならない。この場合においては、その納付催告書は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その納付の期限から二十日以内に発するものとする。

4 第一項の場合において、担保として提供された金銭又は担保として提供された財産の処分代金を同項の国税及び処分費に充てて不足があるとき、担保は、税務署長等は、当該担保を提供した者の他の財産について滞納処分を執行し、また、保証人がその納付すべき金額を完納せず、かつ、当該担保を提供した者に対して滞納処分を執行してもなお不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を執行する。

(担保の提供等に関する細目)

第五十四条 この法律に定めるもののほか、担保の提供の手續その他担保に關し必要な手續については、政令で定める。

(納付委託)

第五十五条 納税の猶予又は滞納処分に關する猶予を受けた者がその猶予に係る国税を納付するため、国税の納付に使用することができ、証券以外の有価証券を提供して、その証券の取立てとその取り立てた金銭による当該国税の納付を委託しようとする場合には、税務署(第四十三条第一項ただし書若しくは第三項又は第四十四条第一項(国税の徴収の所轄庁)の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行なう場合には、その税関又は国税局。以下この条において同じ。)の当該職員は、その証券が最近において確実に取り立てることができると認められるときに限り、その委託を受けることができる。この場合において、その証券の取立てにつき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額をあわせて提供しなければならない。

2 税務署の当該職員は、前項の委託を受けたときは、納付受託証書を交付しなければならない。

3 第一項の委託があつた場合において、必要があるときは、税務署の当該職員は、確實と認める金融機関にその取立て及び納付の再委託をすることができる。

5 前項の規定により保証人に対して滞納処分を執行する場合には、税務署長等は、同項の担保を提供した者の財産を換価に付した後に、なれば、その保証人の財産を換価に付することができない。

6 第三十八条第一項及び第二項並びに前節の規定は、保証人に第一項の国税を納付させる場合について準用する。

(国税庁長官等が徴した担保の処分)

第五十三条 国税庁長官又は国税局長は、国税に關する法律の規定により担保を徴した場合(第四十三条第三項又は第四十四条第一項(徴収の引継ぎ)の規定により徴収の引継ぎを受けた国税局長がその引継ぎに係る国税につき担保を徴した場合を除く。)において、その担保の提供されている国税がその納期限までに完納されないときは、政令で定める税務署長にその担保として提供された財産の処分その他前条に規定する処分を行なわせるものとする。

4 第一項の委託があつた場合において、その委託に係る有価証券の提供により同項の国税につき国税に關する法律の規定による担保の提供が必要ないと認められるに至つたときは、その認められる限度において当該担保の提供があつたものとする。

第五章 国税の還付及び還付加算金

(還付)

第五十六条 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金又は国税に係る過誤納金(以下「還付金等」という。)があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

第五十七条 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金等がある場合には、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつてゐる国税があるときは、前条の規定による還付に代えて、還付金等をその国税に充当しなければならない。この場合において、その国税のうち延滞税又は利子税があるときは、その還付金等は、まず延滞税又は利子税の計算の基礎となる国税に充当しなければならない。

2 前項の規定による充当があつた場合には、政令で定める充当をするのに適することとなつた時に、その充当をした還付金等に相当する額の国税の納付があつたものとみなす。

3 国税局長、税務署長又は税関長は、第一項の規定による充当をし

たときは、その旨をその充当に係る国税を納付すべき者に通知しなければならない。

(還付加算金)

第五十八条 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金等を還付し、又は充当する場合には、その還付金等に係る国税の納付があつた日の翌日からその還付のための支払決定の日又はその充当の日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日。以下第六十条第二項(延滞税の額の計算)において同じ。)までの期間(他の国税に關する法律に別段の定めがある場合には、その定める期間)に應じ、その金額百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額(以下「還付加算金」という。)をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除する。

一 還付金等の請求権につき民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百九十四条(差押命令)の規定による差押えがされた場合において、当該差押えの日に同法第六百条第一項(移付命令)の命令がなかつたとき。その差押えの日の翌日からその差押えの取消し又は同項の命令があつた日までの期間

二 還付金等の請求権につき仮差押えがされたとき。その仮差押えがされている期間

三 国税局長、税務署長又は税関長が国税に係る過誤納金のあることをその還付を受けるべき者に通知した場合において、その通知書を發した日の翌日から起算して一月を経過する日までにその還付の請求がなかつたとき。その日の翌日から還付の請求があつた日までの期間

四 申告納税方式による国税で過誤納に係るものの納付がその国税の法定納期限前であつたとき。その納付の日の翌日から当該法定納期限までの期間

二以上の納期又は二回以上の分割納付に係る国税につき過誤納が生じた場合には、その過誤納の金額に達するまで、納付の日の順序に従い最後に納付された金額から順次さかのぼつて求めた金額の過誤納がそれぞれの納付の日に生じたものとみなして、第一項の規定を適用する。

4 適法に納付された国税が、その適法な納付に影響を及ぼすことなくその納付すべき額を変更する法律の規定に基づき過納となつたときは、その過納の金額に相当する国税は、その過納となつた日に納付があつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

5 申告納税方式による国税の納付があつた場合において、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうち含まれてゐた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれてゐた取り消しすべき行為が取

たときは、その旨をその充当に係る国税を納付すべき者に通知しなければならない。

たときは、その旨をその充当に係る国税を納付すべき者に通知しなければならない。

たときは、その旨をその充当に係る国税を納付すべき者に通知しなければならない。

たときは、その旨をその充当に係る国税を納付すべき者に通知しなければならない。

たときは、その旨をその充当に係る国税を納付すべき者に通知しなければならない。

たときは、その旨をその充当に係る国税を納付すべき者に通知しなければならない。

たときは、その旨をその充当に係る国税を納付すべき者に通知しなければならない。

たときは、その旨をその充当に係る国税を納付すべき者に通知しなければならない。

たときは、その旨をその充当に係る国税を納付すべき者に通知しなければならない。

り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づきその国税について更正が行なわれたときは、その更正により過納となつた金額に相当する国税（その附帯税で当該更正に伴い過納となつたものを含む）は、その更正があつた日（当該理由に基づき国税に關する法律の規定により更正の請求があつた場合には、当該請求があつた日）に納付されたものとみなして、第一項の規定を適用する。

（国税の予納額の還付の特例）

第五十九条 納税者は、次に掲げる国税として納付する旨を税務署長に申し出て納付した金額があるときは、その還付を請求することができない。

一 納付すべき税額の確定した国税で、その納期が到来していないもの

二 最近において納付すべき税額の確定することが確実であると認められる国税

2 前項の規定に該する納付があつた場合において、その納付に係る国税の全部又は一部につき国税に關する法律の改正その他の理由によりその納付の必要がないこととなつたときは、その時に国税に係る過納額があつたものとみなして、前三条の規定を適用する。

第六章 附帯税

第六十条 納税者は、次の各号の一に該するときは、延滞税を納付しなければならない。

（延滞税）
第六十條 納税者は、次の各号の一に該するときは、延滞税を納付しなければならない。

一 期限内申告書を提出した場合において、当該申告書の提出により納付すべき国税を法定納期限までに完納しないとき。

二 期限後申告書若しくは修正申告書を提出し、又は更正若しくは第二十五条（決定）の規定による決定を受けた場合において、第三十五条第二項（期限後申告等による納付の規定）により納付すべき国税があるとき。

三 納税の告知を受けた場合において、当該告知により納付すべき国税（第五号及び第六号に規定する国税並びに不納付加算税及び重加算税を除く）をその法定納期限後に納付するとき。

四 所得税法第三章（予定納税及び予定申告）の規定による予定納税又は予定申告に係る所得税を法定納期限までに完納しないとき。

五 源泉徴収等による国税（所得税法第四十一条第二項（代位納付）の規定により納付すべき所得税を含む。）を以下次条第二項において同じ。）をその法定納期限までに完納しないとき。

六 納税義務の成立の際印紙をはることににより納付すべきものとされている国税（印紙税を除く。以下次項において同じ。）をその成立の際完納しないとき。

2 延滞税の額は、前項各号に規定する国税の法定納期限（純損失の繰戻し等による還付金額が過大であつたことにより納付すべきこととなつた国税その他政令で定める国税については、政令で定める

日）の翌日からその国税を完納する日までの期間に応じ、その未納の税額百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額とする。ただし、督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、その未納の税額百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した額とする。

3 第一項の納税者は、延滞税をその額の計算の基礎となる国税にあわせて納付しなければならない。

4 延滞税は、その額の計算の基礎となる税額の属する税目の国税とする。

（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）
第六十一条 修正申告書（偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた納税者が当該国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書を除く。）の提出又は更正（偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた納税者についてされた当該国税に係る更正を除く。）があつた場合において、次の各号の一に該するときは、当該申告書の提出又は更正により納付すべき国税については、前条第二項に規定する期間から当該各号に掲げる期間を控除して、同項の規定を適用する。

一 その申告又は更正に係る国税について期限内申告書が提出されている場合において、その法

定申告期限から一年を経過する日後に当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が発せられたとき。その法定申告期限から一年を経過する日の翌日から当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が発せられた日までの期間

二 その申告又は更正に係る国税について期限後申告書（還付金の還付を受けるための納税申告書で政令で定めるもの（以下「還付請求申告書」といふ。）を含む。以下この号において同じ。）が提出されている場合において、その期限後申告書の提出があつた日の翌日から起算して一年を経過する日後に当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が発せられたとき。その期限後申告書の提出があつた日の翌日から起算して一年を経過する日の翌日から

2 源泉徴収等による国税で次の各号の一に該するものについて、前条第二項に規定する期間から当該各号に掲げる期間を控除して、同項の規定を適用する。ただし、その国税を法定納期限までに納付しなかつたことについて偽りその他不正の行為があつた場合（第二号に掲げる国税については、当該国税についての調査があつたことにより当該国税について第三十六條第一項（納税の告知）の規定による納税の告知があるべきことを

予知して納付されたときに限る。）は、この限りでない。

一 法定納期限から一年を経過する日後に納税告知書が発せられた国税。その法定納期限から一年を経過する日の翌日から当該告知書が発せられた日までの期間

二 前号に掲げるものを除き、法定納期限から一年を経過する日後に納付された国税。その法定納期限から一年を経過する日の翌日から当該納付の日までの期間

（一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等）
第六十二条 延滞税の額の計算の基礎となる国税の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞税の額の計算の基礎となる税額は、その納付された税額を控除した金額とする。

2 第六十條第三項（延滞税の納付）の規定により延滞税を免れて納付すべき場合において、納税者の納付した金額がその延滞税の額の計算の基礎となる国税の額に達するまでは、その納付した金額は、充てられたものとする。

（納税の猶予の場合の延滞税の免除）
第六十三条 第四十六條第一項若しくは第二項第一号、第二号若しくは第五号（同項第一号又は第二号に該する事実）に類する事実に係る部分に限る。）（災害等による納税の猶予）の規定による納税の猶予又は国税徴収法第五十三条第一項（滞納処分停止）の規定による

滞納処分等の執行の停止をした場合には、その猶予又は停止をした国税に係る延滞税のうちその猶予又は停止をした期間に対応する部分の金額は、免除する。ただし、第四十九条第一項（納税の猶予の取消し）又は同法第五十四条第一項（滞納処分等の停止の取消し）の規定による取消しの原因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、国税局長、税務署長又は税関長は、その免除をしないことができる。

2 第九条（期限の延長）の規定により国税の納期限を延長した場合に、その国税に係る延滞税のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。

3 第四十六条第二項第三号、第四号若しくは第五号（同項第三号又は第四号に該当する事実）に類する事実に係る部分に限る。（事業の廃止等による納税の猶予）の規定による納税の猶予又は国税徴収法第五十一条第一項（換領の猶予）の規定による換領の猶予をした場合において、納税者が次の各号の一に該当するときは、国税局長、税務署長又は税関長は、その猶予をした国税に係る延滞税につき、猶予をした期間に対応する部分の金額でその納付が困難と認められるものを限度として、免除することができる。

一 納税者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した地方税若しくは公課又は債務について軽減又は免除をしない

ければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。

二 納税者の事業又は生活の状況によりその延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由があることを認められるとき。

（利子税）
第六十四条 延納に係る国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、その延納に係る国税にあわせて利子税を納付しなければならない。

2 利子税の額の計算の基礎となる期間は、第六十条第二項（延滞税の額の計算）に規定する期間に算入しない。

3 第六十条第四項（延滞税の額の計算）及び第六十二条（一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等）の規定は、利子税について準用する。

第二節 加算税
（過少申告加算税）
第六十五条 期限内申告書（還付請求申告書を含む。）が提出された場合（期限後申告書が提出された場合）において、次条第一項ただし書の規定の適用があるときを含む。）において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

2 前項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちにその修正申告又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があるとき認められるものがある場合には、同項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、同項の規定を適用する。

3 第一項の規定は、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、適用しない。

（無申告加算税）
第六十六条 次の各号の一に該当する場合においては、当該納税者に対し、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合（当該各号に規定する期限後申告書が法人税法第十八条第一項ただし書又は第二十一条第一項ただし書（決算が遅延した場合の申告期限の延長）の規定による納税申告書である場合を含む。）は、この限りでない。

1 期限後申告書の提出又は第二十五条決定）の規定による決定があつた場合

二 期限後申告書の提出又は第二十五条の規定による決定があつた後に修正申告書の提出又は更正があつた場合

2 前条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

3 期限後申告書又は第一項第二号の修正申告書の提出があつた場合において、その提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その申告に係る国税の規定により納付すべき税額に係る第一項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。

（不納付加算税）
第六十七条 源泉徴収等による国税がその法定納期限までに完納されなかつた場合には、税務署長は、当該納税者から、第三十六条第一項第二号（源泉徴収等による国税の納税の告知）の規定による納税の告知に係る税額又はその法定納期限後に当該告知を受けることとなつた納付された税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不納付加算税を徴収する。ただし、当該告知又は納付に係る国税を法定納期限までに納付しなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

2 源泉徴収等による国税が第三十六条第一項第二号の規定による納税の告知を受けることなくその法定納期限後に納付された場合において、その納付が、当該国税についての調査があつたことにより当該国税について当該告知があるべきことを予知してされたものでないときは、その納付された税額に係る前項の不納付加算税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付された税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。

（重加算税）
第六十八条 第六十五条第一項（過少申告加算税）の規定に該当する場合（同条第三項の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていらないもの）に基づき、当該隠ぺいし、又は仮装されていらない事実に基づき税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

2 第六十六条第一項（無申告加算税）の規定に該当する場合（同項

第六十六条第一項（無申告加算税）の規定に該当する場合（同項

第六十六条第一項（無申告加算税）の規定に該当する場合（同項

ただし書又は同条第三項の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていらないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていらない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算税を課する。

4 第一項又は第二項の規定は、消費税については、適用しない。
(加算税の税目)
第六十九条 過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税（以下「加算税」という。）は、その額の計算の基礎となる税額の属する税目の国税とする。
第七章 国税の更正、決定、徴収、還付等の期間制限
第一節 国税の更正、決定等の期間制限
(国税の更正、決定等の期間制限)
第七十条 次の各号に掲げる更正又は賦課決定は、当該各号に掲げる期限又は日から三年を経過した日（同日前に期限後申告書の提出があつた場合には、同日とその提出があつた日から二年を経過した日）とのいずれか遅い日）以後においては、することができない。
一 更正（第三項の規定に該当するものを除く。）その更正に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書に係る当該更正については、当該申告書を提出した日）
二 課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出があつたものに係る賦課決定 当該申告書の提出期限
三 課税標準申告書の提出を要する

2 前項各号に掲げる更正又は賦課決定で次に掲げるものは、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる期限又は日から五年を経過する日まで、することができない。
一 納付すべき税額を減少させる更正又は賦課決定
二 純損失等の金額で当該課税期間において生じたもの若しくは還付金の額を増加させる更正又はこれらの金額があるものとする更正
三 純損失等の金額で当該課税期間において生じたものを減少させる更正
四 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税についての更正又は賦課決定
五 前各号に掲げるものを除き、法定申告期限から三年を経過した日以後に期限後申告書の提出があつた国税についての更正
第七十一条（決定）の規定による更正決定又はその決定後に係る更正は、その決定又は更正に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書の提出がない場合には、当該決定又は更正については、政令で定める日）から五年を経過した日以後においては、することができない。
4 次の各号に掲げる国税に係る賦課決定は、当該各号に掲げる期限又は日から五年を経過した日以後においては、することができない。
一 課税標準申告書の提出を要する

る国税で当該申告書の提出がなかつたもの 当該申告書の提出期限
二 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税
その納税義務の成立の日
(国税の更正、決定等の期間制限の特例)
第七十一条 更正若しくは、第二十五条（決定）の規定による決定又は賦課決定（以下「更正決定等」という。）で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる期間の満了する日が前条の規定により更正決定等をすることができず期間（以下「通常の除斥期間」という。）の満了する日後に到来する場合には、前条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間においても、することができず。
一 更正決定等に係る不服申立て若しくは訴えについての裁決、決定若しくは判決（以下この号において「裁決等」という。）による原処分の変更又は更正の請求に基づく更正に伴つて課税標準等又は税額等に異動を生ずべき国税（当該裁決等又は更正に係る国税の属する税目に属するものに限り）で当該裁決等又は更正を受けた者に係るものについて更正決定等 当該裁決等又は更正があつた日から六月間
二 申告納税方式による国税につき、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれてゐた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこ

と、当該事実のうちに含まれてゐた取り消しすべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づいてする更生（前条第二項第一号又は第二号の規定に該当するものに限り）又は当該更正に伴い当該国税に係る加算税についてする賦課決定 当該理由が生じた日から三年間
第二節 国税の徴収権の消滅時効
(国税の徴収権の消滅時効)
第七十二条 国税の徴収を目的とする国の権利（以下この節において「国税の徴収権」という。）は、その国税（その滞納処分費を除く。）の法定納期限（前条第一号に掲げる更正決定等により納付すべきものについては、同号に規定する裁決等又は更正があつた日とし、国税に関する法律に法定納期限の定めがない国税（国税の滞納処分費を含む。）については、その国税の徴収権を行使することができず日とする。）から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。
2 国税の徴収権の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。
3 国税の徴収権の時効については、この節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する。
(時効の中断及び停止)
第七十三条 国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の国税については、その処分

の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。

一 更正又は決定 その更正又は決定により納付すべき国税の第三十五条第二項第二号(更正又は決定による納付)の規定による納期限までの期間

二 過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税(第六十八条第一項又は第二項(申告納税方式による国税の重加算税)の規定によるものに限る。)に係る賦課決定 その賦課決定により納付すべきこれらの国税の第三十五条第三項の規定による納期限までの期間

三 納税に関する告知 その告知に指定された納付に関する期限までの期間

四 督促 督促状又は督促のための納付催告書を発した日から起算して十日を経過した日(同日前に国税徴収法第四十七条第二項(繰上差押)の規定により差押えがされた場合には、そのされた日)までの期間

五 交付要求 その交付要求がされている期間(国税徴収法第八十二条第二項(交付要求)の通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。)

2 前項第五号の規定により時効が中断された場合には、その交付要求に係る強制換領手続が取り消されたときにおいても、その時効中断の効力は、失われぬ。

3 国税の徴収権の時効は、延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞納

処分に関する猶予に係る部分の国税(当該部分の国税にあわせて納付すべき延滞税及び利子税を含む。)につき、その延納又は猶予がされている期間内は、進行しない。

4 国税(附帯税及び国税の滞納処分費を除く。)についての国税の徴収権の時効が中断し、又は当該国税が納付されたときは、その中断し、又は納付された部分の国税に係る延滞税又は利子税についての国税の徴収権につき、その時効が中断する。

第三節 還付金等の消滅時効

(還付金等の消滅時効)

第七十四条 還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることのできる日から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 第七十二条第二項及び第三項(国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力等)の規定は、前項の場合について準用する。

第八章 不服審査及び訴訟

第一節 不服審査

第一款 通則

(行政不服審査法との関係)

第七十五条 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てについては、この節及び他の国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法(昭和三十七年法律第 号)の定めるところによる。

第二款 異議申立て

(異議申立て)

第七十六条 国税に関する法律に基づく処分(行政不服審査法第四条第一項第七号(不服申立てをすることができない処分)に掲げる処分)に該当するものを含まないものとする。以下この節において同じ。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長がしたものに不服がある者は、その処分があつたことを知つた日(その処分に係る通知を受けたときは、その受けた日。以下この節において同じ。)の翌日から起算して一月以内に、その処分をした国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長に対し、異議申立てをすることができ、

2 国税庁、国税局、税務署又は税関の職員がした処分は、それぞれその処分をした職員の所属する国税庁、国税局、税務署又は税関の長がした処分とみなして、前項の規定を適用する。

3 第一項の場合において、天災その他同項の期間内に異議申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があると認められるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内に同項の異議申立てをすることができ、

4 異議申立ては、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

5 次に掲げる処分については、第一項の規定にかかわらず、異議申立てをすることができない。

一 不服申立てについての決定又は裁決その他この節又は行政不服審査法の規定による処分

二 第七十九条第一項第一号(審査請求をすることができない処分)に掲げる処分

(納税地異動の場合における異議申立先等)

第七十七条 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る税務署長の処分(前条第五項各号に掲げる処分)に該当するもの並びに督促及び滞納処分(その例による処分を含む。)を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。があつた時以後にその納税地に異動があつた場合において、その処分の際における納税地を所轄する税務署長と前条第一項の規定による異議申立てをする際における納税地(以下この条において「現在の納税地」という。)を所轄する税務署長とが異なることとなるときは、その異議申立ては、同項の規定にかかわらず、現在の納税地を所轄する税務署長に対してしなければならない。この場合においては、その処分は、現在の納税地を所轄する税務署長がしたものとみなす。

2 前項の異議申立てをする者は、異議申立書にその処分に係る税務署の名称を附記しなければならない。

3 第一項の場合において、異議申立書がその処分に係る税務署長に提出されたときは、当該税務署長は、その異議申立書を受理することができ、この場合においては、その異議申立書は、現在の納

税地を所轄する税務署長に提出されたものとみなす。

4 前項の異議申立書を受理した税務署長は、その異議申立書を現在の納税地を所轄する税務署長に送付し、かつ、その旨を異議申立てをした者に通知しなければならない。

(異議申立事件の決定機関の特例)

第七十八条 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る税務署長の処分について異議申立てがされている場合において、その処分に係る国税の納税地に異動があり、その異議申立てがされている税務署長と異動後の納税地を所轄する税務署長とが異なることとなるときは、当該異議申立てがされている税務署長は、異議申立てをした者の申立てにより又は職権で、当該異議申立てに係る事件を異動後の納税地を所轄する税務署長に移送することができる。

2 前項の規定により異議申立てに係る事件の移送があつたときは、はじめからその移送を受けた税務署長に異議申立てがされたものとみなし、当該税務署長がその異議申立てについての決定を行なう。

3 第一項の規定により異議申立てに係る事件を移送したときは、その移送をした税務署長は、その異議申立てに係る異議申立書及び関係書類その他の物件(以下「異議申立書等」という。)をその移送を受けた税務署長に送付し、かつ、その旨を異議申立てをした者に通知しなければならない。

第三款 審査請求

(審査請求)

第七十九条 国税に関する法律に基
づく処分で次の各号に掲げるもの
に不服がある者は、その処分があ
つたことを知つた日の翌日から起
算して一月以内に、当該各号に掲
げる者に対し、審査請求をするこ
とができる。

一 税務署長がした処分で、その
処分に係る事項に関する調査が
国税庁又は国税局の当該職員に
よつてされた旨の記載がある書
面により通知されたもの 国税
庁長官又はその処分をした税務
署長の管轄区域を所轄する国税
局長

二 国税庁、国税局、税務署及び
税関以外の行政機関の職員がし
た処分 その処分をした職員の
所属する行政機関の所在地を所
轄する国税局長

2 税務署長がした処分（第七十六
条第二項（異議申立て）の規定によ
り税務署長がした処分とみなされ
るものを含むものとし、前項第一
号に掲げる処分に該当するものを
除くものとする。以下この項、次
条及び第八十七条第一項第二号
（不服申立ての前置の特例）にお
いて同じ。）に不服がある者は、次の
各号の一に該当するときは、異議
申立てをしない、当該税務署長
の管轄区域を所轄する国税局長に
対し、審査請求をすることができ
る。この場合において、その審査
請求は、その処分があつたことを
知つた日の翌日から起算して一月
以内にしなければならない。

一 その処分をした者がその処分
につき異議申立てをすることが
できる旨の行政不服審査法の規
定による告示をしなかつたと
き、その他異議申立てについて
の決定を経ないことにつき正当
な理由があるとき。

二 その処分が所得税法又は法人
税法に規定する青色申告書に係
る更正であるとき。

3 第七十六条第一項の規定による
税務署長に対する異議申立て（同
項に規定する期間経過後にされた
ものその他その申立てが適法にさ
れていないものを除く。）について
の決定があつた場合において、当
該異議申立てをした者がその決定
を経た後の処分になお不服がある
ときは、その者は、その決定の通
知を受けた日の翌日から起算して
一月以内に、その決定をした税務
署長の管轄区域を所轄する国税局
長に対し、審査請求をすることが
できる。

4 国税局長又は税関長がした処分
（第七十六条第二項の規定により
これらの者がした処分とみなされ
るものを含むもの）については、審査
請求をすることができない。

5 第七十六条第三項、第四項及び
第五項第一号並びに前二条の規定
は、第一項から第三項までの規定
による審査請求について準用す
る。

（決定が遅延した場合等のみなす
審査請求）

第八十条 税務署長がした処分につ
いて異議申立てがされた場合にお
いて、次の各号の一に該当すると

きは、当該各号に掲げる日におい
て、その異議申立てがされている
税務署長の管轄区域を所轄する国
税局長に対し、審査請求がされた
ものとみなす。

一 異議申立てがされた日の翌日
から起算して三月を経過する日
までに、その異議申立てについ
て決定がされないとき（異議申
立てをした者がその期間内に別
段の申出をしたときを除く。）。

二 異議申立てがされている税務
署長においてその異議申立てを
審査請求として取り扱うことを
適当と認め、かつ、その異議申
立てをした者がこれに同意した
とき。その同意があつた日

2 前項の規定に該当するときは、
同項に規定する異議申立てがされ
ている税務署長は、その異議申立
てに係る異議申立書等を同項に規
定する国税局長に送付し、かつ、
その旨を異議申立てをした者に通
知しなければならない。

3 第七十八条（異議申立事件の決
定機関の特例）の規定は、第一項
の場合について準用する。

（他の審査請求に伴うみなす審査
請求）

送付し、かつ、その旨を異議申立
てをした者に通知しなければならない。
ない。

2 更正決定等について税務署長に
対し異議申立てがされている場合
において、当該更正決定等に係る
国税の課税標準等又は税額等につ
いてされた他の更正又は賦課決定
について国税局長に対し審査請求
がされたときは、当該異議申立て
がされている税務署長は、その異
議申立書等を当該国税局長に送付
し、かつ、その旨を異議申立てを
した者に通知しなければならない。

3 前二項の規定により異議申立書
等がこれらの規定に規定する国税
局長に送付された場合には、その
送付された日に、当該国税局長に
対して当該異議申立てに係る処分
についての審査請求がされたもの
とみなす。

4 第七十八条（異議申立事件の決
定機関の特例）の規定は、前項の
場合について準用する。

（併合審理等）

第八十二条 更正決定等について不
服申立てがされている場合におい
て、当該更正決定等に係る国税の
課税標準等又は税額等についてさ
れた他の更正決定等があるときは
は、その不服申立てを受けた者は、
行政不服審査法の規定による
もののほか、当該更正決定等につ
いてあわせて審理することができ
る。ただし、当該他の更正決定等
について不服申立ての決定又は裁
決がされているときは、この限り
でない。

2 前項の規定の適用がある場合に
は、その不服申立てを受けた者は、
当該不服申立てについての決定
又は裁決において当該他の更正
決定等の全部又は一部を取り消す
ことができる。

（協議団による審理）

第八十三条 国税庁長官又は国税局
長は、国税に関する法律の規定に
基づく処分に対する不服申立てに
ついて決定又は裁決をする場合に
は、国税庁又は当該国税局に附置
された協議団の議決に基づいてこ
れをしなければならない。

2 協議団の運営に関し必要な事項
は、政令で定める。

（不服申立てと国税の徴収との関
係）

第八十四条 国税に関する法律に基
づく処分に対する不服申立ては、
その目的となつた処分の効力、処
分の執行又は手続の続行を妨げな
い。ただし、その国税の徴収のた
め差し押えた財産の滞納処分（そ
の例による処分を含む。以下この
条において同じ。）による換価及び
配当は、その財産の価額が著しく
減少するおそれがあるときを除
き、その不服申立てについての決
定又は裁決があるまで、することが
できない。

3 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、第一項の不服申立てをした者が、担保を提供して、不服申立ての目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、その差押えをしないこと若しくはその差押えを解除することを命じ、又は自らその差押えをせず、若しくはその差押えを解除することができ

る。

4 第四十九条第一項第一号及び第三項（繰上請求の理由がある場合の納税の猶予の取消し）の規定は、第二項の規定による徴収の猶予又は滞納処分の執行の停止の取消しについて準用する。

（不服申立てに関する規定の適用除外）

第八十五条 第七十六条から前条まで（異議申立て及び審査請求）の規定は、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定による処分については、適用しない。

第二節 訴訟

（行政事件訴訟法との関係）

第八十六条 国税に関する法律に基づく処分に関する訴訟については、この節及び他の国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政事件訴訟法（昭和三十三年法律第 号）その他の一般の行政事件訴訟に関する法律の定めるところによる。

（不服申立ての前置等）

第八十七条 国税に関する法律に基づく処分（第八十五条（不服申立て）に関する規定の適用除外）に規定する処分を除く。以下この節において同じ。）で不服申立てをすることができないものの取消しを求める訴えは、異議申立てをすることができない処分（審査請求をすることができないもの）（異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができないものを含む。）を除く。）にあつては異議申立てについての決定を、審査請求をすることができない処分にあつては審査請求についての決定をそれぞれ経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 異議申立て（税務署長に対してされたものを除く。）又は審査請求がされた日の翌日から起算して三月を経過しても決定又は裁決がないとき。

二 税務署長がした処分について異議申立てをした者が第八十条第一項第一号（みなす審査にしない旨の申出）に規定する申出をした場合において、その異議申立てをした日の翌日から起算して六月を経過しても決定がないとき。

三 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した者が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

四 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 国税に関する法律に基づく処分についてされた異議申立て又は審査請求について決定又は裁決をした者は、その決定又は裁決をした時にその処分についての訴訟が係属している場合には、その決定書又は裁決書の謄本をその訴訟が係属している裁判所に送付するものとする。

（証拠提出の順序）

第八十八条 国税に関する法律に基づく処分に係る行政事件訴訟法第三十一条（抗告訴訟）に規定する抗告訴訟においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長、税務署長、税関長その他の行政機関の長の主張を合理的と認めたときは、その訴えを提起した者がまず証拠の申出をし、その後相手方当事者が証拠の申出をするものとする。

2 相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、随時証拠の申出をすることができ

（納税管理人）

第八十九条 個人である納税者がこの法律の施行地に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、納税申告書の提出その他国税に関する事項を処理する必要があるときは、その者は、当該事項を処理させるため、この法律の施行地に住所又は居所を有する者で当該事項の処理につき便宜を有するもののうちから納税管理人を定めなければならない。

2 納税者は、前項の規定により納税管理人を定めたときは、当該納税管理人に係る国税の納税地を所轄する税務署長にその旨を届け出なければならぬ。その納税管理人を解任したときも、また同様とする。

（国税の課税標準の端数計算等）

第九十条 国税（印紙税及び附帯税を除く。以下この条及び次条において同じ。）の課税標準（その税率の適用上課税標準から控除する金額があるときは、これを控除した金額。以下この条において同じ。）を計算する場合において、その額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 政令で定める国税の課税標準については、前項の規定にかかわらず、その課税標準に一円未満の端数があるときは、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 附帯税の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額

い法人である納税者がこの法律の施行地にその事務所及び事業所を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、納税申告書の提出その他国税に関する事項を処理する必要があるときは、その者は、当該事項を処理させるため、この法律の施行地に住所又は居所を有する者で当該事項の処理につき便宜を有するもののうちから納税管理人を定めなければならない。

2 納税者は、前項の規定により納税管理人を定めたときは、当該納税管理人に係る国税の納税地を所轄する税務署長にその旨を届け出なければならぬ。その納税管理人を解任したときも、また同様とする。

（国税の課税標準の端数計算等）

第九十条 国税（印紙税及び附帯税を除く。以下この条及び次条において同じ。）の課税標準（その税率の適用上課税標準から控除する金額があるときは、これを控除した金額。以下この条において同じ。）を計算する場合において、その額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 政令で定める国税の課税標準については、前項の規定にかかわらず、その課税標準に一円未満の端数があるときは、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 附帯税の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額

に千円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（国税の確定金額の端数計算等）

第九十一条 国税の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が百円（国税の滞納処分費については、十円）未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 政令で定める国税の確定金額については、前項の規定にかかわらず、その確定金額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 国税の確定金額を、二以上の納付の期限を定め、一定の金額に分割して納付することとされている場合において、その納付の期限ごとの分割金額に十円未満（前項に規定する国税に係るものについては、一円未満）の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の納付の期限に係る分割金額に合算するものとする。

4 附帯税の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が五百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（還付金等の端数計算等）

第九十二条 還付金等の額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

（還付金等の端数計算等）

第九十二条 還付金等の額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

2 還付金等の額が一円未満であるときは、その額を一円として計算する。

3 還付加算金の確定金額に十円未満の端数があるときは、又はその全額が三百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 還付加算金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる還付金等の額に千円未満の端数があるときは、又はその還付金等の額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(供託)

第九十三条 民法第四百九十四条(供託による免責)並びに第四百九十五条第一項及び第三項(供託の方法)の規定は、国税に関する法律の規定により納税者その他の者に金銭その他の物件を交付し、又は引き渡すべき場合について準用する。

(国税に関する相殺)

第九十四条 国税と国に対する債権で金銭の給付を目的とするものとは、法律の別段の規定によらなければ、相殺することができない。還付金等に係る債権と国に対する債務で金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(納税証明書の交付等)

第九十五条 国税局長、税務署長又は税関長は、国税に関する事項のうち納付すべき税額その他政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、政令

で定めるところにより、これを交付しなければならない。

2 前項の証明書の交付を請求する者は、政令で定めるところにより、証明書の枚数を基準として定められる手数料を納付しなければならない。

(政令への委任)

第九十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による通知に係る事項及び納税の猶予に関する申請の手續その他この法律の実施のための手續その他その執行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第八章(不服審査及び訴訟)の規定は、昭和三十七年十月一日から施行する。

(従前の税法に基づく処分又は手続の効力)

第二条 この法律の施行前に、この法律の施行前の国税に関する法律(以下「従前の税法」といふ。)の規定又はこれに基づき若しくはこれを実施するための命令の規定によつてした更正、告知、督促、徴収、請求、担保の徴収又は申告、申請、請求、証明、納付委託その他の処分又は手続で、この法律に相当規定があるものは、この附則又は他の国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、この法律の相当の規定によつてした相当の処分又は手続とみなす。

(申告納税方式による国税の加算税の納付に関する経過措置)

第三条 第三十五条第三項(加算税の納付)の規定は、この法律の施行後に賦課決定通知書を発した場

合について適用する。

(繰上保全差押に關する経過措置)

第四条 第三十八条第三項及び第四項(繰上保全差押)の規定は、この法律の施行後に納税義務が成立した国税について適用する。

(還付加算金に關する経過措置)

第五条 第五十八条(還付加算金)の規定は、この法律の施行後に支払決定又は充当をする還付金等に加算すべき金額について適用する。ただし、当該加算すべき金額の全部又は一部がこの法律の施行前の期間に対応するものの計算については、従前の税法の例による。

(延滞税に關する経過措置)

第六条 第六章第一節(延滞税)の規定は、この条又は他の法律に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行後に納付する国税について適用する。この場合において、この法律の施行前の期間に対応する部分の延滞税は、納付することを要しない。

2 前項前段の規定を適用する場合において、延滞税の納付の基因となる国税につき、この法律の施行前に、従前の税法の規定により督促状が発せられていたときは、当該国税につき納付すべき延滞税の額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 当該国税につき、この法律の施行後の期間に応じ、従前の税

法の規定により納付すべき利子税額の計算に準じて計算した金額(従前の税法の簡易利子税額表に關する規定を適用しないものとし、その額の計算上の割合は、その計算の基礎となる国税の額百円につき一日二銭とする。)

二 当該国税につき、この法律の施行後の期間(その督促状を発した日から起算して十日を経過した日の翌日がこの法律の施行後であるときは、同日以後の期間)に応じ、従前の税法の規定により徴収すべき延滞加算税額の計算に準じて計算した金額(従前の税法の簡易延滞加算税額表に關する規定を適用しないものとし、その額の計算上の割合は、その計算の基礎となる国税の額百円につき一日二銭とする。)

3 前項第二号に掲げる金額を計算する場合において、同号の規定により計算した金額が、同号の督促状を発した日から起算して十日を経過した日における滞納税額に対して百分の五の割合を乗じて計算した金額から次条の規定により徴収する延滞加算税額を控除した金額をこえるときは、そのこえる金額を控除するものとする。

4 前三項の規定による延滞税については、その納付の基因となつた国税に係る利子税額又は延滞加算税額につき従前の税法の規定により課された督促又は滞納処分をもつて、当該延滞税の督促又は滞納処分がされたものとみなす。

(利子税額及び延滞加算税額に關する経過措置)

第七条 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた国税につき従前の税法の規定により納付し、又は徴収すべきであつた利子税額及び延滞加算税額(延滞加算税額については、この法律の施行前に従前の税法の規定による督促がされた国税に係るものに限る。)

については、従前の税法の例による。ただし、これらの額の計算上の期間は、この法律の施行の日の前日までとする。

2 前項の場合において、同項の利子税額でこの法律の施行後において更正又は決定により納付すべきこととなるものについては、従前の税法の例による納税の告知に代えて、その額をその計算の基礎となつた国税の額にあわせて納付すべき旨を更正通知書又は決定通知書に記載するものとする。

(利子税額等の徴収に關する経過措置)

第八条 前条の規定により納付し、又は徴収すべき利子税額及び延滞加算税額は、国税の徴収に關する法律の規定の適用については、延滞税の額とみなす。

(加算税に關する経過措置)

第九条 第六章第二節(加算税)の規定は、この法律の施行後に法定申告期限(不納付加算税については、法定納期限とし、これらの期限のない国税については政令で定める日とする。以下この条において同じ。)が到来する国税について適用し、この法律の施行前に法定

申告期限が到来した国税に係る過少申告加算税額、無申告加算税額、軽加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額の賦課については、従前の税法の例による。

2 前項の規定により徴収すべき過少申告加算税額、無申告加算税額、軽加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額は、国税の徴収に関する法律の規定の適用については、第六章第二節に規定する加算税とみなす。

(国税の更正、決定等の期間制限の特例に関する経過措置)

第十条 第七十一条(国税の更正、決定等の期間制限の特例)の規定は、この法律の施行後に法定申告期限又は課税標準申告書の提出期限(これらの期限のない国税については、政令で定める日。以下この条において同じ。)が到来する国税について適用し、この法律の施行前に法定納期限又は課税標準申告書の提出期限に相当する期限又は時が到来した国税につき更正又は決定をすることができず期間については、従前の税法の例による。

(不服申立てに関する経過措置)

第十一条 従前の税法に規定する再調査の請求、審査の請求及び訴訟については、附則第一条ただし書(施行期日の特例)に規定する日の前日までは、従前の税法の例による。

2 附則第一条ただし書に規定する日前にされた再調査の請求又は審査の請求(同日前にされた再調査の請求に係るものを含む。)につい

ては、同日後も、従前の税法の例による。

3 再調査の請求又は審査の請求につき、附則第一条ただし書に規定する日前にされた国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長の決定については、この法律又は行政不服審査法の規定による不服申立てをすることができない。前項の規定によりこの法律の施行後にされる決定についても、同様とする。

(国税の確定金額の端数計算に関する経過措置)

第十二条 第九十一条(国税の確定金額の端数計算等)の規定は、この法律の施行後に計算する国税の確定金額(附則第六条第二項の規定により計算する延滞税の額を除く。)について適用し、この法律の施行前に計算した国税の確定金額については、従前の税法の規定により計算したところによる。

理由

今次の税制改正の一環として、国税について、現行税法の体系的な整備を図るための基礎として、各税法を通ずる基本的な法律関係及び共通的な事項を統一的に定め、納税者の理解を容易にするとともに、納税者の利益に着目しつつ、各種加算税制度、争訟制度等の改善合理化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小川委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。天野大蔵政務次官。

○天野政府委員 ただいま議題となりました国税通則法案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

御承知のように、現行の税法体系は複雑難解なものになっておりますが、これを納税者の理解しやすいものに整備するための基礎として、各税法を通ずる基本的な法律関係及び共通の事項を取りまとめて定めるとともに、あわせて、納税者の利益に着目しつつ、各種加算税や争訟等の諸制度の改善合理化をはかることが、かねてから要望されていたものであります。

政府は、これらの要望にこたえるために、新たに各税法を通ずる共通法を定める必要があると考えて、税制調査会に諮問して、その検討を求めたものであります。先ごろその答申を得ましたので、これを基礎としてさらに慎重な検討を加えて参りました。その結果、答申された事項のうち、若干の項目につきましては、これを制度化するかどうかは、なお今後における判例、学説等の一その展開を待つて、さらに慎重な検討にゆだねることが適当であると考えられましたので、前に申しました趣旨からこの際立法することとを必要とする事項に限りまして、ここに本法案を提案した次第であります。

以下本法案について、その概要を申し上げます。

まず、改正点の第一は利子税や加算税等の附帯税制度について改善合理化をはかったこととあります。この附帯税の制度は、昭和二十五年の税制改正以来ほとんどみらるべき改正がなされておりましたが、今回は、これに抜本的

改正を行ない、納税者の利益に着目しつつ、制度の簡素化をはかることといたしました。すなわち、まず、現行の利子税額及び延滞加算税額については、この両者を統合して一本の延滞税とするとともに、その割合を、現行の日歩三銭及び六銭から、日歩二銭及び四銭に引き下げることにいたしました。

また、各種の加算税につきましても、その課税率の軽減をはかりました。無申告加算税及び源泉徴収加算税については、現行の一〇%ないし二五%とされていたのを一律に一〇%に、重加算税については、五〇%を三〇%に、それぞれ引き下げることにいたしました。

第二は、課税処分等に対する不服申立制度について改善を加えたこととあります。すなわち、納税者が不服申立てをすることができず事項の範囲を拡張して、原則として、税務署のした処分のすべて及び納税者からの申請に対して税務署が何らの処分を行なわないうい、いわゆる不作為につきましても、不服申立を立てることができるといたしました。

また、納税者から不服申立があつた場合において、滞納処分の執行を停止することは、現在では、税務署長の職権によるのでありますが、今回新たに納税者からもその申立を立てることができるとするほか、納税者が担保を提供したときは、財産の差し押えをしない制度を新設することとし、さらに、納税者が不服を申し立てている期間中は、原則として、差し押え物件の公売処分ができないものとしたしております。

同じく不服申立制度に関連して協議団制度の問題がござりますが、これにつきましても、協議団の議決を一そう尊重するよう、規定の整備をはかり、その運用の改善に努めることとしております。このほか、不服申立人の救済を厚くするよう、いわゆる併合審理の制度を設ける等の改善を加えることとしております。

第三は、租税債権の成立、確定等の法律関係及び納税方式を明確にいたしましたこととあります。すなわち、現行法では、納税義務の成立の時期や、納付すべき税額の確定の手続並びに申告納税方式及び賦課課税方式の意義がいずれも明らかでなく、ために課税権の行使の限界等について、解釈上及び取り扱い上の紛議が生じておりましたので、これらの点を明らかにすることといたしました。

第四は、申告手続に関する規定の整備改善をはかったこととあります。すなわち、申告納税方式における申告手続は、期限内申告については、各税法の規定によることといたしましたが、期限後申告、修正申告及び更正の請求等については、この法律案に取りまとめられて、わかりやすく規定することとしております。なお、これに関連して、納税者の住所等が異動した場合の申告書の提出先については、現行法では必ずしも明らかでないため、新住所の所轄税務署とする等、納税者の便宜を中心としてわかりやすく規定するほか、申告書等を郵送した場合には、郵便局の通信日付印に表示された日に申告書の提出があったものとしております。また別に、災害その他やむを得ない理由がある場合には、税務署長等は申告

書の提出期限を延長することができる旨を明らかにいたしております。

第五は、国税の賦課権の期間制限について合理化をはかったこととあります。すなわち、国税の徴収権の時刻につきましては、現在別段の問題はないのでありますが、国税の更正や決定、すなわち課税権の行使をすることができず期間につきましては、現行法では必ずしも明らかでなく、しかも直接税と間接税との間において不統一の点も見られますので、今回、これを、時刻とは違つて中断や停止等を行うことなく、権利を行使することができなくなく、いわゆる除斥期間として明らかにするとともに、その期間を原則として三年とする等の改善合理化をはかることといたしております。

以上が諸制度の改正のあらましであります。このほか、各税に共通する事項として、相続、合併の場合における納税義務の承継、税法上の期間計算及び書類の送達の方法、人格のない社団等に対する税法の適用、国税の納付、請求及び督促の手続、災害等の場合における納税の猶予、国税に関する担保の種類及び処分等の手続、還付金の還付、充當及び還付加算金等につきまして規定を整備の上、統一的に定め、租税制度の仕組みを明らかにすることといたしております。

なお、この法律案は、本年四月一日から施行することとしておりますが、不服審査及び訴訟に関する規定につきましては、行政不服審査法案及び行政事件訴訟法案の施行と合わせまして、本年十月一日から施行することといたしております。

以上、国税通則法案につきまして、その提案の理由と概要を申し上げました。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いする次第であります。

○小川委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

次会は来たる三月一日、午前十時より理事会、十時十五分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十六分散会

〔参照〕

相続税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一三三号)に関する報告書

印紙税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一四号)に関する報告書

トランプ類税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第八四号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

大蔵委員会議録第十二号中正誤

ペシ 行 誤 正
三 一 末 第七條第二 第七條第二
項(i) 項(i)

昭和三十七年三月三日印刷

昭和三十七年三月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局